

平成18年第1回定例会 壱岐市議会 会議録 (第1日)

議事日程 (第1号)

平成18年3月3日 午前10時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名		11番 坂口健好志 12番 中村出征雄
日程第2	会期の決定		22日間 決定
日程第3	諸般の報告		議長 報告
日程第4	施政方針の説明		市長 報告
日程第5	H17請願第1号	全天候型多目的施設の早期建設について	総務文教常任委員長報告・質疑 討論・不採択
日程第6	H17認定第3号	平成16年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員長報告・質疑 討論・認定
日程第7	議案第1号	長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について	総務部長 説明
日程第8	議案第2号	長崎県市町村土地開発公社定款の変更について	総務部長 説明
日程第9	議案第3号	長崎県市町村土地開発公社定款の変更について	総務部長 説明
日程第10	議案第4号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務部長 説明
日程第11	議案第5号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	総務部長 説明
日程第12	議案第6号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務部長 説明
日程第13	議案第7号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	総務部長 説明
日程第14	議案第8号	長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について	総務部長 説明
日程第15	議案第9号	平成17年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)	財政課長 説明
日程第16	議案第10号	平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	市民生活部長 説明

日程第17	議案第11号	平成17年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	市民生活部長 説明
日程第18	議案第12号	平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第7号)	建設部長 説明
日程第19	議案第13号	平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第5号)	建設部長 説明
日程第20	議案第14号	平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算(第3号)	産業経済部長 説明
日程第21	議案第15号	平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算(第5号)	市民病院事務長 説明
日程第22	議案第16号	平成17年度壱岐市水道事業会計補正予算(第4号)	建設部長 説明
日程第23	議案第17号	壱岐市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について	総務部長 説明
日程第24	議案第18号	壱岐市国民保護協議会の組織及び運営に関する条例の制定について	総務部長 説明
日程第25	議案第19号	災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の制定について	総務部長 説明
日程第26	議案第20号	壱岐市安全・安心まちづくり推進条例の制定について	総務部長 説明
日程第27	議案第21号	壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	総務部長 説明
日程第28	議案第22号	壱岐市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について	市民生活部長 説明
日程第29	議案第23号	壱岐市自給肥料供給センター条例の制定について	市民生活部長 説明
日程第30	議案第24号	壱岐市石田町堆肥センター条例の制定について	産業経済部長 説明
日程第31	議案第25号	壱岐市附属機関設置条例の制定について	総務部長 説明
日程第32	議案第26号	壱岐市情報公開条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第33	議案第27号	壱岐市個人情報保護条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第34	議案第28号	壱岐市監査委員条例の一部改正について	監査委員事務局長 説明
日程第35	議案第29号	壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第36	議案第30号	壱岐市職員定数条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第37	議案第31号	壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について	総務部長 説明

日程第38	議案第32号	壱岐市税条例の一部改正について	総務部長	説明
日程第39	議案第33号	壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部改正について	総務部長	説明
日程第40	議案第34号	壱岐市特別会計条例の一部改正について	総務部長	説明
日程第41	議案第35号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	市民生活部長	説明
日程第42	議案第36号	壱岐市敬老祝金条例の一部改正について	市民生活部長	説明
日程第43	議案第37号	壱岐市手数料条例の一部改正について	市民生活部長	説明
日程第44	議案第38号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	市民生活部長	説明
日程第45	議案第39号	壱岐市全天候型多目的施設条例の一部改正について	教育次長	説明
日程第46	議案第40号	壱岐市石田農村環境改善センター条例の一部改正について	教育次長	説明
日程第47	議案第41号	壱岐市公民館条例の一部改正について	教育次長	説明
日程第48	議案第42号	壱岐市立郷ノ浦図書館条例の一部改正について	教育次長	説明
日程第49	議案第43号	壱岐市立石田図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	教育次長	説明
日程第50	議案第44号	壱岐郷土館条例の一部改正について	教育次長	説明
日程第51	議案第45号	松永記念館条例の一部改正について	教育次長	説明
日程第52	議案第46号	壱岐西部開発総合センター条例の一部改正について	教育次長	説明
日程第53	議案第47号	壱岐島開発総合センター条例の一部改正について	教育次長	説明
日程第54	議案第48号	壱岐市石田町住民センター条例の一部改正について	教育次長	説明
日程第55	議案第49号	壱岐市芦辺生涯学習施設「まなびの館」条例の一部改正について	教育次長	説明
日程第56	議案第50号	壱岐市体育施設条例の一部改正について	教育次長	説明
日程第57	議案第51号	壱岐市ふれあい広場条例の一部改正について	教育次長	説明
日程第58	議案第52号	壱岐市勝本B & G海洋センター条例の一部改正について	教育次長	説明
日程第59	議案第53号	壱岐市文化財展示館条例の一部改正について	教育次長	説明

日程第60	議案第54号	壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について	産業経済部長	説明
日程第61	議案第55号	壱岐市営ターミナルビル条例の一部改正について	産業経済部長	説明
日程第62	議案第56号	壱岐市企業誘致条例の一部改正について	産業経済部長	説明
日程第63	議案第57号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	消防長	説明
日程第64	議案第58号	壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	建設部長	説明
日程第65	議案第59号	平成18年度壱岐市一般会計予算	財政課長	説明
日程第66	議案第60号	平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	市民生活部長	説明
日程第67	議案第61号	平成18年度壱岐市老人保健特別会計予算	市民生活部長	説明
日程第68	議案第62号	平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	市民生活部長	説明
日程第69	議案第63号	平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	建設部長	説明
日程第70	議案第64号	平成18年度壱岐市下水道事業特別会計予算	建設部長	説明
日程第71	議案第65号	平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	市民生活部長	説明
日程第72	議案第66号	平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	産業経済部長	説明
日程第73	議案第67号	平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業経済部長	説明
日程第74	議案第68号	平成18年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算	産業経済部長	説明
日程第75	議案第69号	平成18年度壱岐市病院事業会計予算	市民病院事務長	説明
日程第76	議案第70号	平成18年度壱岐市水道事業会計予算	建設部長	説明
日程第77	議案第71号	市道路線の認定について	建設部長	説明
日程第78	議案第72号	市道路線の廃止について	建設部長	説明
日程第79	議案第73号	準用河川の廃止について	建設部長	説明
日程第80	請願第1号	一級市道能尻線及び一級市道江角諸津線道路改良工事の早期採択施工に関する請願	紹介議員（深見義輝）	説明

日程第81	請願第2号	漁業集落環境整備事業による造成地の早急な整備に関する請願	紹介議員（町田正一）	説明
日程第82	陳情第1号	「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情	説明省略	
日程第83	要請第1号	「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の要請	説明省略	

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (26名)

1番 音嶋 正吾君	2番 町田 光浩君
3番 小金丸益明君	4番 深見 義輝君
5番 坂本 拓史君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 坂口健好志君	12番 中村出征雄君
13番 鵜瀬 和博君	14番 中田 恭一君
15番 馬場 忠裕君	16番 久間 進君
17番 大久保洪昭君	18番 久間 初子君
19番 倉元 強弘君	20番 瀬戸口和幸君
21番 市山 繁君	22番 近藤 団一君
23番 牧永 護君	24番 赤木 英機君
25番 小園 寛昭君	26番 深見 忠生君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	川富兵右エ門君	事務局次長	山川 英敏君
事務局係長	瀬口 卓也君	事務局書記	松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田 徹君	助役	澤木 満義君
収入役	布川 昌敏君	教育長	須藤 正人君
総務部長	松本 陽治君	市民生活部長	山本 善勝君
産業経済部長	喜多 丈美君	建設部長	立石 勝治君
消防本部消防長	山川 明君	郷ノ浦支所長	鳥巢 修君
勝本支所長	米本 実君	芦辺支所長	久田 昭生君
石田支所長	瀬戸口幸孝君	市民病院事務長	牟田 数徳君
教育次長兼文化財課長			山内 義夫君
総務課長	堤 賢治君	財政課長	久田 賢一君
選挙管理委員会書記長兼監査委員事務局長			前田 清信君

午前10時00分開会

○議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は26名であり、定足数に達しております。ただいまから平成18年第1回壱岐市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（深見 忠生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番、坂口健好志議員及び12番、中村出征雄議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（深見 忠生君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る2月22日、議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので議会運営委員長に対し、協議の結果の報告を求めます。牧永議会運営委員長。

〔議会運営委員長（牧永 護君） 登壇〕

○議会運営委員長（牧永 護君） 議会運営委員会の報告をいたします。平成18年第1回壱岐市議会定例会の議事運営についての協議のため、去る2月22日議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から3月24日までの2日間といたしております。本定例会に提案されます議案等は、条例制定9件、条例改正32件、平成17年度補正予算8件、平成18年度予算12件、その他12件の73件、請願2件、陳情1件、要請等2件が提出されておりますが、お手元に配付のとおりであります。

なお、請願等につきましては、当委員会で協議の上、委員会付託とすべきもの、文書配付扱いにすべきものと分類させていただきましたので御了承願います。

本日は、会期の決定、議長の報告、市長の施政方針説明、その後、議会閉会中の継続審査となっておりました2件について、総務文教常任委員長、決算特別委員長の審査報告を受け、審議、採決の後、本日送付された議案の上程説明を行います。

3月4日から7日までを休会といたしておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は3月6日の正午までに提出をお願いします。

3月8日は議案に対する質疑を行い、手続上、早期議決の必要がある市町村合併関連議案8件については、委員会付託を省略し、審議、採決をお願いすることにいたしております。質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行いますが、質疑をされる場合は明確な答弁を求める意味からも、できる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち、平成17年度一般会計補正予算並びに平成18年度一般会計予算につきましては、特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたのでよろしくお願いいたします。

3月9日から13日までの間、11日、12日を除き、実質3日間で一般質問を行います。一般質問について質問の順序は受け付け順のくじにより、番号の若い順とします。質問の方法につきましては、意見調整の結果、今回より試行的に一問一答方式を採用することにいたしましたので、御理解を賜りますようお願いいたします。質問時間については、従来どおり答弁を含めて40分間の制限といたします。なお、同一趣旨の質問については質問者間でぜひ調整をお願いしたいと思っております。また、通告書については、市長の適切な答弁を求める意味からも質問の趣旨を明確に記載されますよう、あえてお願いを申し上げます。一般質問の予定が日程より早く終了した場合は、残りの日程は休会といたします。

3月14日から3月20日までの実質4日間を委員会開催日といたしておりますが、その間3月15日の中学校の卒業式並びに3月17日の小学校の卒業式の日については休会といたします。

3月24日、本会議を開催。委員長報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会会期中に人事関係議案3件が追加議案として提出される予定ではありますが、委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が第1回定例会の会期日程案でございます。本市議会の円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

〔議会運営委員長（牧永 護君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から3月24日までの22日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（深見 忠生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成18年第1回壱岐市議会定例会に提出され、受理した議案等は73件、請願2件、陳情1件、要請等2件であります。

次に、監査委員より例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いいたします。

次に、系統議長会であります。2月9日、東京都において全国市議会議長会第80回評議員会が開催され、出席。一般事務報告並びに委員会報告の後、地方議会改革の早期実現を求める決議を採択。

次に、平成18年度全国市議会議長会一般会計予算案外、2会計予算案の審議がなされ、それぞれ可決、決定をされたところであります。

次に、2月23日、長崎市において長崎県離島振興市町村会議議長会定期総会が開催され、出席。会務報告のあと、平成18年度事業計画案、平成18年度歳入歳出予算案の審議がなされ、それぞれ可決、決定されました。なお、市町村合併により、会員であった旧離島町村が自然脱退を余儀なくされる状況であるため、離島振興の推進を強力に図ることから、関係各市議会に本会への入会をさらに要請していくことの申し合わせがなされました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては事務局に保管をいたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

次に、本定例会において議案等説明のため長田市長を初め、教育委員会委員長、代表監査委員に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で私からの報告を終わります。

日程第4. 施政方針の説明

○議長（深見 忠生君） 日程第4、長田市長から施政方針の説明の申し出がありましたので、これを許します。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成18年の第1回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御健勝にて御出席を賜り、お礼を申し上げます。

平成18年度の各会計当初予算を初め、条例、その他の案件を御審議いただくに当たり、市政運営に対する所信と、新年度の施策について御説明申し上げますとともに、市議会並びに市民皆様の御理解と御協力をお願いする次第であります。

説明に入ります前に御報告をいたします。去る2月5日に執行されました長崎県知事選挙におきまして、金子原二郎知事が3期連続の当選を果たされましたことは、皆様方御承知のとおりであります。心からお祝いを申し上げますとともに、県政発展のため、なお一層の御活躍を御期待申し上げるものでございます。

次に、元勝本町長仲茂様が去る1月14日に逝去されました。まことに哀悼、痛惜のきわみに耐えられません。仲氏は勝本町議会議員として、また合併直前は勝本町長として勝本町政の伸展、さらには壱岐市誕生に尽くされました。壱岐市となつてからも経験、豊富な経験をもって、大所高所から市政に対し、御指導、御助言をいただいたところであります。ここに、仲氏の生前の足跡を振り返り、その人となりをしをのびながら、心から御冥福をお祈り申し上げます。

また、合併前の壱岐四町でかねてより要望しておりました、NHK「のど自慢」が今年、ことし1月に念願かなって壱岐での開催が実現し、3月12日に放映されることとなっております。国民に広く親しまれている番組を通じて、「元気で明るい壱岐」を全国に発信することができるものと思っております。今回の「NHKのど自慢」の開催は、まさしく合併の効果であり、明るい話題として島を駆けめぐり、数多くの島民の皆さんに喜んでいただけたものと実感いたしております。NHKに対しましては、特段の御配慮に対し感謝と敬意を表するとともに、今後とも各種番組の制作に当たり、壱岐での開催をお願いしたところでございます。

さて、壱岐市が誕生してちょうど2年が経過いたしました。おかげさまで今日まで市議会並びに市民皆様の御理解と御協力をいただきながら、新しい壱岐市の基盤づくりに取り組んでまいりました。3年目となります本年は、壱岐市にとって着実な歩みを進めるとともに、一層の飛躍の年としなければならないと考えております。特に行財政改革の実施につきましては、国の三位一体改革のあおりを受け、補助金、地方交付税の減額、また、景気の低迷による税収の減少など、

厳しい財政状況の中、最重要課題と考えております。

また、少子化に対応するため、預かり保育の充実や、保育施設の整備を行うとともに、壱岐にしかない自然文化を最大限に生かし、原の辻遺跡を初めとする歴史遺産を中心とした観光の振興を図りながら、観光と農業、漁業が結合して、地域振興が図られるようなまちづくりに取り組んでまいります。

平成18年度予算編成について。

平成18年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が高い水準で推移することや、社会保障関係経費の自然増により、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれております。このため、地方財政計画の歳出については、類似の基本方針や、総人件費改革基本指針等に沿って国の歳出予算に歩調を合わせて見直すこととし、定員の純減や、給与構造改革等による給与関係経費の抑制や、地方単独事業費の抑制を図り、これらを通じて地方財政計画の規模の抑制に努めることにより、財源不足額の圧縮を図ることとする一方、国と地方の信頼関係を維持しながら、三位一体の改革を着実に推進するための安定的な財政運営に必要な、地方税、地方交付税などの一般財源の総額を確保することを基本として、地方財政対策を講じることとされております。

本市の財政は自主財源に乏しく、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存しておりますが、景気回復のおくれによる税収や国の三位一体の改革により、国庫支出金など収入が減少し、一段と厳しい状況にあります。

平成16年度末の市債現在高は、普通会計で256億円となり、義務的経費の割合が高く、また、経常収支比率が87%と高くなるなど、各種施策に柔軟に対応することが困難な状況にあります。

平成18年度の地方交付税の総額は1兆5,073億円、前年比9,906億円、5.9%の減となっております。こうした中、本年度予算の編成に当たっては、行政改革推進委員会から答申された「壱岐市の行財政改革について」及び「壱岐市補助金等、検討委員会提言書」を踏まえ、自主財源の確保に努めるとともに、職員一人一人がコスト意識を持ち、行政効果の見直しなど財政運営の合理化、適正化に十分留意し、事業の必要性、緊急性、効果などを十分に勘案して、優先順位の高いものに重点的に配分した予算編成を行っておりますが、不足する財源につきましては、基金の取り崩し、市債借入金により補てんせざるを得ない状況であります。なお、本年度一般会計は210億9,200万円で、平成17年度に比べ0.5%の増。特別会計を含めた予算規模は344億1,862万円で、平成17年度に比べ0.7%の増となっております。

職員給与の改定及び職員定数の削減について。

国家公務員につきましては、平成17年度の人事院勧告に基づき、地方における国家公務員の

給与水準を見直すとともに、年功的な給与上昇の抑制と職務職責に応じた俸給号給構造への転換及び勤務実績の給与への反映を柱とする給与構造の改革を平成18年4月から実施することとされました。このことを踏まえ、地方公共団体における地方公務員の給与改定に当たっては、県下の極めて厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、国と同様、行政の合理化、能率化を図ることが求められております。今回の行政職の給与構造改革の主な内容は、1、給料表の水準を全体として、平均4.8%引き下げること。2、現行の給料表の見直しを図り、現行の1級、2級及び4級、5級を統合する。3、きめ細かい勤務実績の反映を行うため、現行の1号給を4分割する。4、枠外昇給制度を廃止する。5、地域手当を新設する。これは壱岐市は対象いたしません。6、勤務成績に基づく昇給制度の導入を図る。とされており、その他の職種においても行政職との均衡を基本に改定します。なお、経過措置として、3年程度の期間、給料月額が引き下げとなる中高年層については、新旧給料月額の差額を支給し、現給保障をすることとなります。

壱岐市におきましても、以上申し上げました国家公務員の給与改定に準じ改定することとしております。これに合わせて、厳しい財政事情の中、市単独でも退職者の特別昇給の廃止、昇給の廃止、58歳昇給停止を廃止し、55歳から昇給抑制措置を、また、6月までに職員の特殊勤務手当の見直し等を行うことにしており、19年度は給料の減額をも示唆をしております。

職員定数につきましては、合併直後の特殊性から類似団体の指数と比較して、職員が多いという状況があり、行政改革推進委員会の答申においても、定員の適正化が求められております。平成17年度中、病院の医師、検査技師等を除き、15人の退職者に対し、平成18年度5人を採用予定であり、退職者不補充による人権費の削減効果が8,200万円程度となっております。したがって、今後も特に市長事務部局において退職者の補充を極力抑えるとともに、職員配置を見直し、定数を削減するものであります。

行財政改革について。

平成16年11月に行財政改革大綱を策定していましたが、昨年10月に行政改革推進委員会の最終答申を受け、12月に大綱を改定しました。行財政改革につきましては、計画作成や体制の整備、試行の段階から本格的に実行していく段階になっております。行財政改革実施計画（集中改革プラン）の実現に向けて、全職員への改革意識のさらなる浸透を図り、行財政改革を推進していきます。また、その実施状況につきましては、市民の皆様公表していくこととしております。

市庁舎建設基本構想案について。

平成17年11月7日、市庁舎建設懇話会に、市庁舎のあるべき姿、機能等について調査、研究をお願いしてございました。懇話会では今まで5回の会議を開催され、去る2月24日に基本構

想案のうち、求められる市庁舎像についての中間報告を受けました。最終提言は10月を目指し、これから議論を深めていかれます。

男女共同参画計画の策定について。

男女がみずからの意思であらゆる分野において活動に参画する機会が確保され、さまざまな利益を均等に享受することができ、ともに責任を担うという男女共同参画社会の実現を目指し、本市における男女共同参画社会の形成促進を図るため、平成18年度市民皆様の御意見等を十分反映させながら、市の男女共同参画計画を策定いたします。

平成18年度長崎県総合防災訓練について。

本年の5月28日、郷ノ浦町片原の鎌崎埋立地を会場に、長崎県総合防災訓練が開催されます。訓練内容は、現在計画中でありますが、地震津波災害を想定した避難訓練など、自衛隊、警察、消防などの各機関、団体による訓練が実施されます。また、情報伝達訓練など、市民の皆様の参加もお願いし、前回平成11年に旧勝本町で開催された総合防災訓練と同規模の訓練が予定されております。

平成18年度税制改正等について。

平成18年度の税制改革に関する政府税制調査会の答申においては、税源移譲に伴う個人所得課税体系における所得税と、個人住民税の役割分担を明確にし、個人住民税については、応益性や偏在度移動縮小の観点から所得割税額のフラット化を基本とする一方、所得税については所得再分配機能の適切な発揮という観点から、より累進的な税率構造を構築するという改革が示されております。

平成18年度税制改正は、現在国会で審議中のため、決定次第、関係条例改正を行う予定にしております。主な内容の1つ目に、平成19年度から個人住民税所得割額の10%、道府県民税が4%、市町村民税が6%のフラット化。2つ目に、定率減税は、個人住民税については平成18年度分をもって廃止。3つ目に、平成18年度から平成20年度までの土地にかかわる固定資産税の税負担の調整措置について、課税の公平及び制度の簡素化観点から住宅用地、商業地などの課税標準額を前年度の課税標準額に当該年度の評価額、または本則課税標準額の5%を加えた額、その額が20%を下回る場合には、20%相当額とする。4つ目は、地方たばこ税の税率を平成18年7月1日から引き上げ措置を講ずる内容であります。

所得税から個人住民税所得割への税源移譲に伴い、税務行政の役割が重要になります。個人住民税の公平性を確保し、納税者の理解、支持を得なければなりません。徴収率の改善、滞納整理の促進などに向けた努力がさらに要請されます。平成18年度は固定資産の評価がえ基準年度であります。旧町それぞれの土地評価基準であるため、壱岐市土地評価事務取扱要領を作成し、均衡化、適正化を図ってまいります。農地、山林などについては、旧町の評価基準などを踏襲して

いますので、次回の評価がえで旧町間の調整をいたすようにしております。

在来分家屋は、経年減点補正率が最低分以外については資材価格の値下がりによる減額補正と、3年経過による経年減点補正と合わせて評価額が下落し、課税額が減額となります。

固定資産税の課税免除について。

現行の壱岐市企業誘致条例で、奨励措置として固定資産税額に相当する額の範囲内での奨励金の交付を定めておりますが、過疎地域自立促進特別措置法で固定資産税について課税免除、または不均一課税をした場合、固定資産税の減収額について地方交付税措置がなされる制度がありますので、該当する事業については、制度を有効に活用するために、固定資産税の課税免除に関する条例を提出いたしております。

市税等の全期前納報奨金の見直しについて。

納期前納付の報奨金につきましては、金融情勢の変化及び徴税コストの抑制の中で、県下の自治体では廃止がなされております。本市においても厳しい財政状況のもと、将来的には廃止の方向で考えておりますが、現在は納税意欲等を考慮し、現行の2分の1を交付することで関係条例の改正議案を提出しております。

市税等の申告及び納税について。

1月末の納税状況は、現年分市税などの徴収率については昨年度同期と対比すると、市税は若干低下、国民健康保険税においては1ポイントほど下回っており、滞納分についても市税滞納調定額2億913万円に対し、収納1,267万円、収納率6.06%。国民健康保険税は滞納調定額2億5,764万円に対し、収納1,751万円、収納率6.80%で、昨年同期より下回っている状況であります。徴収対策として、財産調査、滞納処分予告通知及び財産の差し押さえなどを行って、滞納分2月期徴収額ではその成果があらわれております。今後とも徴収率向上、滞納解消に積極的に取り組んでまいります。

平成17年国勢調査結果について。

今回の国勢調査は21世紀最初の調査であり、人口の動向や世帯構造について、比較参照されるベンチマーク的な統計で今後の行政施策を推進する上で、大変重要な意味を持つものであります。

調査の結果、平成17年10月1日現在における壱岐市の総人口は3万1,417人で、総世帯数は1万560世帯でありました。これを前回調査の平成12年と比較すると、人口は2,121人、6.3%減で、最近30年では最も高い減少率となり、世帯数は101世帯、0.9%減となりました。人口の減少率を旧町別に見ると、芦辺町がマイナス8.4%で最も高く、勝本町マイナス6.9%、郷ノ浦町マイナス5.9%、石田町2.7%の順となっております。また、1世帯当たり人員は平成12年と比較すると0.17人減で、2.98人という結果になりました。

政策評価制度の導入について。

成果重視型市政の実現と、市行政の重点的、効率的な展開を目的として、政策評価システムを導入いたします。その前段として、昨年の9月に市職員によるプロジェクトチームを組織し、研修など実施しながら、プレ評価テストを行っており、平成18年度から本格的に実施いたします。本評価の実施により、市で行われている事務事業を一定の基準で洗い出し、行政運営の仕組みの中に計画、実施、点検、見直しのサイクルを定着させ、事務事業の整理効率化、職員の意識改革、住民への説明責任の確立という視点に立って、適正かつ簡素で効率的な行政運営を実現し、自治体経営への健全化を図ってまいります。

住民と行政の協働による地域まちづくりについて。

地域住民みずからの創意あふれるまちづくり活動や、コミュニティー活動を支援することにより、市民と行政の協働のもと、ふれあいとぬくもりのある地域づくりを推進するため、「地域活性化推進事業費補助金制度」の見直しを行います。その事業の一環として、ふるさとへの愛着と理解を深めるため市民から「ふるさと自慢大賞」の募集を実施するとともに、ホームページ等で市内外へ広く紹介することで、壱岐市のPRを行います。

離島交流中学生野球大会について。

本大会は、平成16年3月1日の合併により、1島1市となった佐渡市、対馬市、壱岐市の誕生を記念し、3市の友好と親睦、さらにはスポーツの振興発展と青少年の健全育成を図ることを目的に、昨年8月、佐渡市において第1回離島交流中学生野球大会を開催いたしました。今後はこの離島交流事業を継続し、将来的には他の離島にも参加を呼びかけ、全国的な離島交流野球大会、離島甲子園に発展させたいと考えております。なお、平成18年度は本大会を壱岐市において開催する運びとなりましたので、所要の予算を計上いたしております。

財産管理について。

指定管理者制度につきましては、平成15年9月の地方自治法の改正施行と、合併に伴う事務事業とが重なり、制度への取り組みが立ちおけております。しかし、経過措置であります移行延長期間が平成18年9月2日と迫っておりますので、公の施設49施設の状況を精査の上、期限までに移行が必要な施設につきましては、6月定例会までに指定の御承認をいただくよう事務手続を進めているところであります。また、他の公の施設につきましても、法の趣旨にかなうよう検討を重ねてまいる所存であります。そのため、本定例会に15施設について管理代行の議案を提出いたしております。

旧公立病院の解体につきましては、一部、精神科病棟でございますが、を除いて解体を行うべく県に対して財産処分の申請を行っており、3月中には承認が得られる見込みであります。その後、平成18年度に解体作業に入る予定であり、所要の予算を計上いたしております。

障害者自立支援法、障害者福祉計画について。

障害者の地域生活や就労を進め、自立を支援する障害者自立支援法は本年4月1日に施行され、10月1日から本格実施となります。4月スタートを目前に、新たな給付決定事務及び障害程度区分の認定事務に係る調査委員及び認定審査会委員などの事前研修を実施いたします。また、自立支援制度の根幹である障害者福祉計画の策定につきましても、平成18年度において国、県の基本方針に即して策定いたします。

児童手当制度の改正について。

児童手当は3歳未満児と3歳以上小学校第3学年修了前の児童を対象に支給されておりますが、今年4月から小学校修了前の児童まで年齢が拡大され、支給されることとなります。本市において、新たな支給対象者は1,010人であり、これに係る所要の予算を計上いたしております。

デイサービスセンター建設について。

デイサービスセンターは平成18年3月末の完成を目指して建設を進めておりましたが、着工当初の岩盤掘削などに予定以上の日数を要し、大幅に工事がおくれています。そこでやむなく平成18年度へ事業を繰り越さなければならない見通しであります。完成は、5月中旬と予定しておりますが、御理解をいただきますようお願いいたします。

三島航路乗船カード交付について。

現在、75歳以上の高齢者の皆様へ無料バスカードを発行しておりますが、三島航路利用者で75歳以上の高齢者の皆さんにつきましても、同様の対策として4月1日から無料の乗船カードを交付することとして、これに係る所要の予算を計上いたしております。

国民健康保険事業特別会計について。

市民の約52%が加入する国民健康保険事業については、年々事業運営が深刻な状況下にあります。増加する医療費、長引く不況による所得の減少、累積する国保税の滞納額の問題などについて、職員総力体制でこれらの諸事項に種々、手は尽くしておりますが、十分な成果を見出すことができないのも事実でございます。しかしながら、日々の小さな努力の積み上げこそが大きな成果につながっていくものと考えますので、今後も被保険者に国保の置かれている状況を十分に説明し、協力をお願いしてまいります。

平成18年度の国保税税率については、部分的な調整は行わなければならないことも想定されますが、原則として据え置くこととしております。また、納税対策として現在導入中の滞納整理システムを活用し、収納特別対策事業に取り組んでまいります。

保険事業の取り組みについては、特に生活習慣病の糖尿病対策について、重点的に取り組み、医療費の抑制に力を入れてまいります。なお、ことしは医療制度改革は実施予定で、去る2月10日、一連の法案が通常国会に提出され、目下審議中であります。また、診療報酬がこの4月

から3.16%引き下げられることになっております。

介護保険事業特別会計について。

平成12年4月にスタートした介護保険制度は、昨年大幅な制度改正が行われ、予防重視型システムへの転換、地域包括支援センターの創設など、新たなサービスが創設されたことにより、利用者にとっては選択肢の幅がふえることになりました。しかしながら、利用が拡大したことで事業運営面や財政面での課題も山積しており、関係機関と連携を図りながら介護事業者に対する周知等を徹底してまいります。

第1号被保険者の介護保険料について。

平成18年度から20年度の第3期の第1号被保険者の介護保険料は、月額3,765円を見込んでおります。これは、第2期の月額3,300円より465円アップしたもので、向こう3年間の事業量を見込んで算定した金額であります。保険料の上昇は高齢化社会における自然の流れとは言えますが、何とぞ被保険者皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

地域包括支援センターの設置について。

今回の介護保険制度改正の中で、地域包括支援センターの設置が義務づけられました。壱岐市に1カ所設置し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置し、市の直営でセンターの事業運営に当たってまいります。また、65歳以上の方の健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の4事業は地域包括支援センターでの業務に移管し、これからは病気にならない、要介護者にならないための「予防」が事業のメインとなります。

生活保護業務について。

生活保護業務が県から移管を受けて2年が経過いたしました。この間、景気の低迷も続き、生活保護の受給者は全国的に年々増加傾向にあります。本市における平成17年12月の生活保護の状況は、442世帯、675人、保護率は21.32パーミルであり、平成16年度の同時期と比較して8世帯、21人の増、保護率は0.91パーミルの上昇となっております。生活保護の申請件数も年々増加しており、今後も保護世帯の増加が予想されます。平成18年度における生活保護基準改正は、母子加算の見直し、多人数世帯の基準の見直し、老齢加算の廃止などが予定されております。

一般廃棄物処理施設の整備について。

市の廃棄物処理施設は、「壱岐市一般廃棄物処理施設整備検討委員会」の答申をもとに、新施設整備に向けて計画を進めていくこととなりますが、新たな廃棄物処理施設を設置する場合、平成16年度までは国庫補助金として交付を受けておりましたが、平成17年度から循環型社会形成推進交付金制度となりました。それに伴う計画書作成に要する委託費を計上いたしております。新施設の設置場所を選択する場合、まず現廃棄物処理施設設置地区代表者などに対しての施設整

備に伴う、計画概要の説明会、その後、旧4町の地区代表者及び自治会長などへの説明会を開催する予定にしております。その中で、施設の設置に協力いただける地区には、さらに自治会への説明を行うことにしております。設置に対して御理解をいただき、同意を得ることができましたならば、「焼却施設・リサイクルセンター」、「し尿処理施設」、「最終処分場」の新たな廃棄物処理施設の計画に着手することとなります。

農業振興について。

日本の農業は農業者の減少、高齢化に伴い、農業の構造改善が立ちおくれ、食料自給率も先進国では最低の水準にあります。反面、持続可能な社会の実現への要請として、農村の持つ他面的な機能に対する期待も高まっております。

こうした状況のもと、平成17年3月に策定された新たな食料、農業、農村基本計画において、今後10年間を見通した上で農政全般にわたる改革を早急を実施することにより、食料の安定供給の確保と農業の持続的な発展に関する施策展開を示し、1つ、担い手の明確化と支援の集中化、重点化、2つ、経営安定対策の確立、3つ、環境保全に対する支援などの政策の方向性が示されました。また、10月27日には経営安定対策等大綱が決定され、重要施策の一つとして平成19年産から品目横断的安定対策を導入することとなりました。これまで全農家を対象とし、品目ごとの価格に着目して講じられた対策を、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換するという、これまでの農政のあり方を大きく転換する改革であり、農業、農村の構造改革を加速化し、担い手の経営安定、発展、米政策の改革及び地域が一体となった農村の資源環境の保全向上を図ることとなったところであります。この経営所得安定対策等大綱につきましては、壱岐地域担い手育成総合支援協議会が主体となり、農業関係機関が連携し、説明会や講演会を開催するほか、農協支所の集落座談会にも出向き説明を行い、周知を図っているところであります。

対象となる作物は、米、麦、大豆であります。麦は壱岐名産の焼酎原料として、大豆は納豆やみそなど、地産地消を推進する重要な作物であり、産地形成と生産を確保するためには、経営安定対策の対象となる取り組みが必須であり、要件を満たす担い手の育成に積極的な支援を行ってまいります。

農業、農村は厳しい局面を迎えていますが、農業振興対策としては国の強い農業づくり交付金事業及び長崎県農政ビジョンを積極的に運用するとともに、壱岐独自の重点施策については、単独事業で取り組むなど、農業の活性化を図ってまいります。このことにより、基幹作物の米、肉用牛、葉たばこの安定生産と産地形成、施設園芸の高生産、高収益を目指す諸施策を講じ、経営感覚にすぐれた農家の育成と、集落営農の組織化に努めてまいります。

以上、主要事業について概要を説明をいたします。

全国農業担い手サミットについて。

ことしは、全国農業担い手サミットが10月26、27日の2日間にわたり長崎市で開催されますので、壱岐市からも40人の動員を行い、全国の農業者と交流を図り、識見を広めていただくことにしております。また、分科会が本市においても開催されることが決定しており、全国から150人程度の農業者を迎え、市の担い手との交流も計画されておりますので、所要の予算を計上しているところであります。

強い農業づくり交付金について。

アスパラ生産は着実に生産基盤を拡大し、栽培面積7ヘクタール、反収2,500キログラムと、長崎県下でも有数の産地に成長しており、新規栽培者の増加、並びに規模拡大に対応するため、集出荷態勢の強化を図り、共同選果の実施に伴う労力節減を実現するため、JA集荷場に設置するアスパラ自動切りそろえ機導入に対する支援を行うことにいたしております。

ながさき「食と農」支援事業について。

市場流通型対応強化支援事業により、規模拡大を図るアスパラハウス、メロンハウスを建設するための補助及び集落営農担い手支援事業により、機械利用組合等などが共同利用、作業受委託による生産性の向上とコスト低減を図るため、トラクター、コンバイン、田植え機などの農業機械の導入に対し支援を行います。また、担い手新規就農者対策の一環として、JA壱岐市が制度化している新規就農者研修制度及び知事特認事業により、「アグリランドいき」などが実施する事業の取り組みを支援いたします。

台湾リス被害防止対策について。

台湾リスの生息範囲の拡大を防止し、被害の減少を図るため、壱岐地域鳥獣被害防止対策協議会を主体として、引き続き駆除対策を講じてまいります。今年度からは捕獲実績による報奨金などを検討し、広く市民の皆様の協力を願い駆除効果に期待したいと存じます。

畜産振興について。

肉用牛販売価格は高値安定で推移し、全国の市場ランキングでも平成16年が14位、平成17年は15位と1ランク落としたものの、平均価格は49万5,000円と6%の伸びとなりました。また、去る2月競り市では、53万5,000円と最高値を更新するなど好調な状況が続いております。加えて、農家の増頭意欲も旺盛で、目標の繁殖牛7,000頭達成と、販売額35億円を達成をいたしました。さらに、壱岐産の種雄牛の「平茂晴号」の子牛販売価格が好成績をおさめたことは、壱岐牛のブランド化が大きく進展するものと期待をしているところであります。

JA壱岐市の次期振興計画も8,000頭、41億円とさらなる発展に向けた取り組みがなされています。

子牛生産基地として、購買者の求める牛づくりに努めるとともに、島内での肥育による育種価の

検証等を行うなど、壱岐牛のブランド化を推進してまいります。

和牛改良、増頭対策事業について。

和牛の産地を維持発展させるためには、進化し続ける和牛の改良において、他産地と熾烈な競争を強いられています。優良繁殖牛の造成と産肉能力の向上を図るため、引き続き優良系統牛育成対策費、肥育素牛導入事業に係る補助金などを計上いたしております。

施設、機械等の整備事業について。

国庫補助事業、長崎県肉用牛振興ビジョンに基づく、牛舎の建設や低コスト管理用の機械施設の導入などに取り組むとともに、補助の対象とならない小規模牛舎については、単独事業により建設を支援し、畜産農家の増頭意欲を喚起してまいります。

農業機械銀行等の統合について。

壱岐市農業機械銀行、芦辺、石田支所の農業振興機械及び勝本町産業振興事業所を統合し、新しい壱岐市農業機械銀行を設立するため、条例の一部改正を提出しております。

農村整備事業について。

新たな経営安定対策導入による改革が進められる中、地域経済活性化のため、農業経営を支える基盤整備が必要となっております。農村整備につきましては、補助事業、起債事業で整備を進めておりますが、継続事業で農村総合整備事業、1地区、基盤整備事業、1路線、ふるさと農道、5路線、また、県営圃場整備、1地区を実施することにしております。平成18年度新規事業として、県営圃場整備事業による刈田院地区30ヘクタール、排水特別対策事業で流川地区、長さ1,300メートルの計画書を作成し、農業生産基盤整備を促進してまいります。

水産振興について。

水産業を取り巻く環境は、魚価の低迷、漁業者の高齢化、漁家の後継者不足、さらには、このところの燃油の高騰による生産経費の増大と、漁場にあっては貧海草地帯、いそ焼け地帯の拡大などによる漁場環境の悪化と、漁業にとりましては依然として厳しい状況が続いております。このような状況の中、特に七里ヶ曾根一帯においてマグロ漁の漁獲がありますことは、明るい話題の一つであります。市の基幹産業であります水産業の振興、発展は極めて重要であり、漁業者の生産性の向上のため、いかに水揚げを増大させ、漁獲物の価格を上げるかが重要であります。市といたしましても、漁家経営向上安定のため、種苗生産、放流による資源管理型漁業の推進、漁獲物の価格向上のためのブランド化事業への取り組みなどを行ってまいります。また、将来につながる人づくり、活力ある漁村づくり、あるいは持続的な漁業生産と漁村の活性化を図るため、新規就業者受け入れ体制の充実や、技術習得研修体制づくりなど、種々の施策支援に取り組んでまいります。

水産業振興基本計画策定事業について。

壱岐島沿岸における水産資源の適切な管理と利用による、持続可能な水産業を維持するため、市の水産事業の基本となる施策、方向性について検討し、将来にわたってこれらに基づき、事業の実施を図っていくため、水産業振興基本計画を策定をいたします。

燃油対策及び漁業経営安定対策について。

最近では、中国を初めとするアジア地域及び米国での原油需要が増加するなどの影響を受け、漁船が主として使用するA重油の価格が急騰しており、漁業における生産経費の高騰につながっております。このような状況下にある燃油対策につきましては、国及び県において、ある一定の条件のもとに融資制度が創設され、さらにその利息が全額補助されることに伴い、本市におきましては、基金協会の保証料の全額を補助することとしております。また、漁業経営安定対策といたしまして、漁業者みずからが、最も利用しやすい水産業振興資金に対する、新たな利子補給を予定いたしております。

新規就業促進事業について。

漁業の担い手の減少や、高齢化が進む中、持続的な漁業生産と漁村の活性化を図るため、新規就業者の受け入れ漁家及び技術習得研修の支援、さらには漁船リース事業を昨年引き続き予定いたしております。

港湾、漁港の整備について。

印通寺港ターミナルビルにつきましては、平成19年4月から大型フェリーが印通寺港と唐津港間に就航することに伴い、ターミナルビル本体と、ボーディングブリッジの整備を行います。芦辺港ターミナルビルにつきましては、本年3月までにビル本体工事は完成し、4月から供用開始となりますが、ボーディングブリッジが本年7月完成予定でありますので、双方一体となった本格的な供用開始につきましては、7月中旬からとなる予定であります。

観光資源の開発整備について。

歴史的建造物が数多く残っている勝本浦について、勝本浦地区美しいまちづくり基本計画が策定されましたので、今年度は街並み環境整備事業基本計画の策定を行い、平成19年度から整備に着手します。また、昨年組織化いたしました体験型観光受け入れ協議会を中心に、新しい観光資源の開発に取り組み、原の辻遺跡、湯ノ本温泉めぐり、元寇遺跡めぐり、壱岐山桜海上見学、神社仏閣めぐりなど、有償ボランティア経費とあわせて整備を進めてまいります。

観光施設の整備について。

イルカパークについては、平成17年に21世紀まちづくり推進総合事業により、緊急避難的措置として、イルカ4頭の購入を計画しましたが、現在、3頭を和歌山県太地漁協から購入し、現地でインストラクターのもとトレーニング中で、3月末をめどに、搬入の予定であります。岳ノ辻園地整備については、県営事業により、3年目最終年度となり、中央展望台からトイレなど

東側にかけて整備をいたします。

交流人口の増加支援について。

地域密着型スポーツ合宿の島づくりを目指し、島外からのスポーツ団体の誘致を進めておりますが、小中学生などのバレーボール、野球、バスケットボールなどの大会の開催及び合宿、また、県の支援をいただき、一流選手を招き、地域と触れ合いを図りながら体験型観光受け入れ協議会を核とし、交流人口の増加対策を推進いたします。

地域提携型雇用促進事業としま自慢観光カレッジの開校について。

「しま自慢観光カレッジ」の受講生137人は、昨年10月からこれまで7回、12日間にわたり観光ガイド、地域コーディネーター、ブルューグリーンツーリズムインストラクター、商品開発クリエイター、観光リーダーを目指し、共通編からコース編、実技を受講し、3月に課程が修了をいたします。その後は各事業所へ就職、あるいはボランティアガイドとして活躍していただくことになっております。

壱岐市開発公社とサンドーム壱岐について。

サンドーム壱岐は平成9年にオープン以来、8年間地域の憩いの場として親しまれてまいりました。しかしながら、年々入館者は下降ぎみで、しかも施設はたび重なる修理を余儀なくされております。また、管理運営をしている財団法人、壱岐市開発公社への補助金は、オープン当初から各年度約2,500万円であり、全額をサンドームで受け入れており、累積赤字は700万円であります。

一方、毎年3,500万円程度が原材料代などで島内各業者に支払われているほか、正職員3人、臨時、パート職員8人の雇用もあり、今日まで地域における雇用の創出、地産地消、地場産品等の利用など地域経済に少なからず貢献してまいりました。しかし、厳しい運営からして、これ以上経営を続けていくかちゅうちょするところですが、平成17年度末未償還残高が5億984万円と多額でありますことから、一括償還も財政運営上、不可能であり、現状のままで運営するか、指定管理者制度の導入をするか考えさせられるところであります。業務内容の変更などについては、地元との約束事などもあり、前に進まない状況であります。

空き家、空き店舗対策について。

昨年の12月7日、郷ノ浦本町商店街に長崎県商店街再発見支援事業によりまして、郷ノ浦商店街にぎわい創出事業として「郷、GO、よっこい所」がオープンいたしました。人に優しい商店街づくりを目指し、休憩所、情報発信の場、地域コミュニティーの場として活用されることにより商店街の起爆剤にと期待しているところです。これからも空き店舗の活用に積極的に取り組み、商店街の再生と活性化を図ってまいります。

消費者行政について。

平成17年4月から18年1月まで、電話による相談21件、面談49件発生しており、消費者トラブルは後を絶たない状況です。市といたしましても、チラシの配布、市報への掲載などを繰り返し実施し、啓発してまいります。

雇用対策について。

平成17年12月の全国の有効求人倍率は13年ぶりに1.00倍となり、明るい兆しを見せましたが、長崎県内は0.55倍、壱岐市内は0.51倍と、相変わらず厳しい状況が続いております。昨年11月から毎週、月、火、水曜日の午前中、郷ノ浦所において「再就職支援センター壱岐」を開設し、1月末まで14件の相談がっております。また、壱岐で仕事を探しておられる方を対象に、「長崎県就職支援セミナー」を2月から3月にかけて開催し、就職活動を支援しております。

土木事業について。

道路整備につきましては、補助事業、起債事業、単独事業などにより整備を進めておりますが、本年度は補助事業3路線、起債事業12路線の整備を計画いたしております。単独事業におきましては、財政事情などにより当初予算計上を見送っております。河川整備につきましては、継続事業として準用河川、町谷川の整備を進めてまいります。郷ノ浦町馬立地区の県営海岸環境整備事業につきましては、平成17年度までに完成をいたしました。市の事業として背後地の埋め立て整備を進めてまいります。急傾斜地崩壊対策事業につきましては、継続事業として石田町の志自岐地区を、勝本町の本町地区、郷ノ浦町の宇土地地区の整備を行うため、補助要望をいたしております。

都市計画事業のまちづくり交付金事業、郷ノ浦地区につきましては、第2期の取り組みとして平成18年度から「壱岐市の中心地再生に向けた、地域の安全安心豊かに暮らせるまちづくりの創造」を目標に掲げ、道路、歩道、公園整備等を進めてまいります。

簡易水道事業について。

有収率の向上と安定供給を目的として、今年度も引き続き沼津柳田地区簡易水道、勝本浦地区簡易水道、八幡諸吉地区簡易水道の機関改良事業を実施することにいたしております。なお、利用料の徴収につきましても、鋭意努力中でございます。

公共下水道事業について。

処理場建設につきましては、中央水処理の土木建築機械電気工事が完成し、現在施工中の場内整備工事も予定どおり完成見込みであります。また、本町の益川薬局前から日通事務所前までの幹線管渠布設工事及び放流管布設工事につきましては、地域住民の皆様の御理解、御協力により既に完成し、現在はマンホールポンプ設置工事を施工中であります。18年度当初には、一部地域について供用開始を予定しております。今後は、事業の啓発に努め、下水道加入率の向上を

目指してまいります。平成18年度につきましては、元居地区、先町地区及び築出町地区の区の管渠敷設工事を予定いたしております。

漁業集落環境整備事業について。

芦辺漁業集落環境整備事業として、終末処理場敷地造成及び本体建設工事、集落道の用地補償及び整備工事、並びに管渠布設工事を計画いたしております。なお、現在施工中の終末処理場敷地造成工事及び管渠工事2カ所につきましては、工法の変更などのため、繰り越し工事をお願いしております。

合併浄化槽設置整備事業について。

点在した家屋の生活環境改善のため取り組んでおります本事業は、平成17年度合計で104基の設置をしており、平成18年も引き続き125基を設置するよう計画しているところであります。

公共下水道受益者負担金の調整について。

合併後に調整することになっていたことから、さまざまな角度から内部で検討を行ってまいりましたが、合併前同様に平成18年度から負担金を徴収するため、条例の附則を改正する議案を提出いたしております。今後、漁業集落排水整備事業との不均衡は下水道使用料で調整することといたします。

公営住宅建設費用について。

平成18年度は永田団地、古城団地、三本松団地の外壁改修及び三本松住宅の下水道事業の進捗に合わせた水洗化と寺頭団地造成工事を計画しており、今回所要の予算を計上しております。使用料の滞納徴収につきましても、入居者の高齢化や、長引く不況など、社会環境の悪化により一段と厳しい状況になってきておりますが、本所、支所、連携を密にして未収金の解消に努めてまいります。

学校教育について。

幼稚園での預かり保育につきましては、平成17年度から旧町ごとに1園ずつ、計4園で実施をしておりますが、平成18年度は残りの5園でも実施することとし、4月から市内幼稚園、全9園での預かり保育を実施します。長年の懸案事項であり、合併前から県営へ、設置をお願いしておりました養護学校の分教室につきましては、平成19年度に開設することが決まりました。今後は実際に分教室を設置する学校のバリアフリー化を含めた改修工事を行うとともに、障害を持つ子供がスムーズに通うことができるよう就学指導に力を入れたいと考えております。また、中学校の統廃合問題については、パブリックコメントの実施要綱を作成し、保護者や地域住民の声を広く聴取することから始めたいと思います。さらに、平成18年度から長崎県で導入される少人数学級編制についても、個に応じた指導ができるよう、有効に活用していきたいと思っております。

最も重要なことは、学校訪問を継続し、校長の学校経営力や一人ひとりの教職員の教師としての力量や資質を高めていくことだと考えますので、継続して力を入れてまいります。

社会教育について。

社会教育や生涯学習の推進につきましては、人権尊重に基づいた人権学習を初め、青少年健全育成、心豊かな人を育む芸術文化活動の推進、いつでもどこでもだれでも気軽にスポーツに親しむことができるコミュニティースポーツの推進や、石田スポーツセンター、仮称でございますが、の建設及び施設等の環境整備等を進めてまいります。

また、市単独の「タフ事業」、2年目として2小学校と1中学校を指定し、その学校を地域の中心にして推進します。「定着と発信」を合い言葉に、関係諸機関、諸団体の方々の御支援、御協力をいただきながら取り組みます。

原の辻遺跡関連整備事業について。

原の辻遺跡復元整備事業については、平成17年度から国の特別事業として、中心域における高床式主祭殿、平屋脇殿、大型竪穴住居の3棟の建物復元に着手したところであります。なお、この建物復元に関しましては、遺構を保護するための盛り土による造成地盤の安定期間を考慮したため、十分な工期の確保ができなくなっておりますので、今回、次年度への繰り越しについての御承認いただくよう、必要な手続を行っております。また、平成18年度は引き続き、中心域の建物復元など、持続的な事業を計画しておりますが、原の辻遺跡についてはその最大の特徴である船着き場跡の復元整備という大きな目標がございます。現在、その実現に向けて発掘調査を初め、指定地の拡大など協議、検討を重ねているところでありますが、秘めた魅力を解き明かしつつ、整備を行うことによって、市民を初め、訪れる方々へ変化のある遺跡を御案内できるということが他の遺跡とは一味違った特徴でもあります。特に、本計画期間内においては、大量の土器が出土した環濠の露出展示の実現に向けて協議を行っているところであります。関係機関などの一層の御理解と御支援、御協力をいただきながら実施する計画でございまして、関係する所要の予算について計上をいたしております。

仮称、県立埋蔵文化財センター及び仮称、市立一支国博物館の建設については、建築設計事業者、展示設計事業者、工事監理事業者及び管理運営事業者を一体的に選定するため、その一連の事務について長崎県へ業務委託を行い、去る2月24日に募集要項の公表を行いました。これにより、一貫した方針のもと、施設設計の段階から将来の管理運営の方針などを盛り込んだ効率的、機能的な施設づくりが可能となりますが、具体的な事業者の選定作業が5月ごろになる見込みでございます。したがって、設計委託料に係る予算については、次回、次年度への繰り越しについて御承認いただくよう必要な手続を行っております。なお、当初から2カ年にまたがった債務負担の業務として可決いただいたところでありますので、平成18年度分として所要の予算を

計上いたしております。

また、平成18年度の大きな業務としましては、仮称、埋蔵文化財センターと仮称、壱岐国博物館の敷地の造成工事があります。用地買収契約の進捗を受け、開発行為に必要な事務手続について関係機関との最終の詰めを行っている段階であります。今後、正式申請を経て、早い時期に許可が得られる見込みでありますので、造成工事に関する所要の予算について計上いたしております。また、平成17年11月に実施した特別史跡、「原の辻遺跡」の国指定5周年記念イベントにおいて、お一人の方が負傷されるという道路側溝への転落事故がございました。まだ完治という状況ではございませんが、順調に回復されている御様子で、誠意を持って対応しているところであります。

病院事業について。

急性期医療を中心にした市民病院と、慢性期医療を主に行うかたばる病院がそれぞれ役割分担を明確にし、常に信頼される壱岐医療圏の中核病院を目指して、市民の医療需要に対応しておりますが、医師招聘問題、診療報酬の改定など、これからの病院経営にとってはさらに厳しいものがあり、経営基盤の確立が必要であります。市民病院の運営について、現在の医師招聘状況でございますが、各大学におきましても、臨床研修医制度の影響で、入局者が激減しております。そのため、これまで派遣を続けてきた関連病院では、派遣人数を縮小せざるを得ないという状況になっております。幸い、市民病院は九州大学から心療内科2人、泌尿器科1人、精神科2人、福岡大学から第4内科1人、第3内科1人、整形外科2人、久留米大学から小児科1人、産婦人科1人、眼科1人、山口大学から外科1人派遣をいただき、院長、副院長を加えまして、常勤医師15人の態勢で平成18年度はスタートの予定であります。1月末までの経営状況につきましては、1日当たりの平均患者数は入院134人、外来で396人と、年度当初予定と比較いたしますと、入院で41人、外来で54人減となっており、今年度の決算は大変厳しいものと思っております。増収対策といたしまして、職場の体制改善を図りながら、全職員が連携して病院経営に取り組み、健診業務なども積極的に実施していきます。また、医薬分業につきましても、本年4月1日開始に向けて準備が整いつつあります。

平成18年度予算編成に当たりましては、歳入の過大見積もりを避けるために患者数の動向の分析に努めた結果、1日平均患者数、入院で145人、外来410人での計上となり、前年度当初の見込みといたしますと、入院で30人、外来で40人、それぞれ減となっております。また、歳出では屈折検査装置、眼圧計、腹部及び乳腺超音波診断装置、病床モニターなど、必要性の極めて高い設備の充実に努める一方、経営の合理化を図り、その必要性を十分精査した上で経費の計上を行うなど、徹底した経費節減に努めておりますが、昨年同様、赤字での予算編成を余儀なくされております。

かたばる病院の運営については、常勤医師2人と非常勤医師1人態勢で、入院は各医療機関並びに福祉機関との連携により、満床状態を継続しております。外来では生活習慣病健診、事業所健診等についても積極的に実施しております。1月末までの1人当たり平均患者数は24人となっております。

消防本部関係について。

平成17年中の災害発生状況は、火災45件、救急1,470件、救助35件で、昨年と比較し火災は10件の減、救急は167件の増となっております。災害通報で携帯電話からの110番につきましては、2月13日から直接壱岐消防署で受信する態勢となっております。これまでは長崎市消防局経由のため、音声聞き取りにくい状態でありましたが、直接受信方式により、災害発生地を早期に把握することが可能となり、円滑な出動をいたしております。救急救命士が行います気挿管につきましては、本署の救急救命士が所定の実務研修を終了し、認定書の交付を受けましたので、3月1日から救急患者の状態に応じ、医師の指示により気管挿管を実施する体制が整いました。平成18年度は消防団消防操法大会の開催年度であります。水出し操法専用の訓練場も完成し、本訓練場を活用して4月23日の郷ノ浦地区消防操法大会を初めとして、順次、他地区の消防操法大会が開催され、6月11日に市消防操法大会を開催する予定であります。本市消防団は長崎県大会でのさらなる連覇を目標に、連日訓練がなされますので、市民皆様の絶大なる御声援をお願いするものであります。

以上、平成18年度の市政運営に当たりまして、私の所信の一端と予算の概要について申し上げましたが、山積する行政課題に対応しながら、また同時に、行財政改革の推進に努め、壱岐市の基盤づくり、あわせて新しいまちづくりに誠心誠意全力で取り組んでまいりますので、議員各位を初め、市民皆様の御理解と御支援を賜りますよう心からお願いを申し上げ、施政方針の説明といたします。

なお、本日提出いたしました議案は条例関係42件、予算20件、その他11件であります。慎重なる御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これで施政方針の説明は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時35分。

午前11時25分休憩

午前11時35分再開

○議長（深見 忠生君） 再開します。

日程第5. 請願第1号～日程第6. 認定第3号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第5、請願第1号全天候型多目的施設の早期建設について及び日程第6、認定第3号平成16年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、2件を一括議題とします。

本案の審査は、総務文教常任委員会、決算特別委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について委員長から報告を求めます。まず、総務文教常任委員長、お願いします。

14番、中田委員長。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○総務文教常任委員長（中田 恭一君） 審査の報告を行います。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第136条の規定により、報告をします。受理番号、請願第1号。付託年月日、平成17年12月7日。件名、全天候型多目的施設の早期建設について。審査の結果、不採択。委員会の意見なし。不採択となった理由としましては、施設の必要性は十分に認めるものの、現状における市の財政は極めて厳しい状況にあります。したがって、既存の施設を有効に活用することも必要でありますし、また仮に整備をすとしても、施設の規模、場所、整備後の利用状況や維持管理費及びほかのスポーツ施設との兼ね合いなど総合的な検討を要するという理由で不採択となりました。

以上です。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、決算特別委員長、お願いします。久間委員長。

〔決算特別委員長（久間 進君） 登壇〕

○決算特別委員長（久間 進君） 決算特別委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された認定第3号平成16年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、次の意見をつけて認定すべきものと決定したので、会議規則第103条の規定により、報告します。審査意見。1つ、市税等多額の収入未済額が計上されている。このことは、市民の負担の公平と財政の健全化の観点からも、これらの未収の解消に特段の努力を要請する。特に、過年度分については適法な時効中断や滞納処分等の処置をとることが急務である。2つ、農林水産業あるいは商工業の振興に資するための補助金が交付されているが、惰性に流されることなく、重点的、効率的なものとし、産業振興につながるものとすべきである。3つ、暫定予算の関係もあったことから、予算の流用が極めて多い。また、違法性はないものの、特に、流用による「節」の新設については十分な配慮がなされるべきである。4つ、学校における消防設備点検を初め、予算を計上しながら未執行のものが見受けられる。補正時において充分検討するなど、適切な処置をすべきである。

以上で報告を終わります。

〔決算特別委員長（久間 進君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、ここで申し上げておきますが、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、御参考までに申し上げておきます。

請願第1号全天候型多目的施設の早期建設について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立少数です。したがって、請願第1号全天候型多目的施設の早期建設については、不採択とすることに決定しました。

次に、認定第3号平成16年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑がないようですので質疑を終わり、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第3号平成16年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7. 議案第1号～日程第83. 要請第1号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第7、議案第1号長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更についてから日程第83、要請第1号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の要請まで77件を議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 議案に対する説明は各担当部課長よりさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 総務部長。

〔総務部長（松本 陽治君） 登壇〕

○総務部長（松本 陽治君） 議案第1号長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更についてから議案第5号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてから、まず御説明を申し上げます。

この5議案につきましては、平成18年3月31日に南島原市が設置されることに伴いまして、南高来郡の8町が廃止及び佐世保市への編入合併に伴いまして、宇久町と小佐々町が廃止をされることなど、市町村合併に伴い規約、あるいは定款の変更などを行うものであります。

それぞれ本文、提案理由については、記載のとおりでございます。

議案第1号は、南島原市の設置及び佐世保市への編入によって、合わせて10町が廃止となることに伴い、組合市町村から10町を減ずるということで規約を変更するものであります。

議案第2号は、南高の8町が合併して南島原市となり、新たに南島原市として引き続き、公社に加入をする。宇久町と小佐々町は公社を脱退するということから定款を変更するものでございます。

議案第3号は、市町村合併に伴いまして、公社の設立団体が減少をしまして、4月1日から14団体となることから定款を変更するものでございます。第6条は役員の規定で理事を「71人以内」から「17人以内」に、幹事を「140人以内」から「30人以内」に改め、18条は常任理事の定数を「15人以内」から「10人以内」に改めるというものでございます。

議案第4号は、市町村合併により廃止となる南高の8町、北松の2町及びこれに伴い解散となる3つの組合などを組合市町村から減じるものであります。

議案第5号は、新たに南島原市が加入し、組合市町村の数が増加することに伴うものでございます。

次に、議案第6号について御説明をいたします。

議案第6号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について。提案理由は記載のとおりでございますが、3月31日をもって長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合及び西彼中央衛生施設組合が解散されることに伴いまして、組合市町村から両組合を減じるものでございます。

次に、議案第7号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について。

この規約の変更につきましては、諫早市及び松浦地区消防組合が加入をすることに伴い、組合市町村が増加することと、当組合議会議員の数を「14人」から「8人」に減ずること、また議員の選出方法の変更などについて規約を変更するものでございます。

次に、議案第8号長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について。

3月31日をもって当組合が解散となることに伴うものであります。解散の手続は組合を組織する構成市町村の協議、これは議会の議決でございますが、協議を経て県知事に届け出をすることとなっております。

以上、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

〔総務部長（松本 陽治君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 財政課長。

〔財政課長（久田 賢一君） 登壇〕

○財政課長（久田 賢一君） 議案第9号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出を2億2,172万9,000円減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を221億1,335万円とします。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。第2条は、繰越明許費で、その内容は第2表の繰越明許費により説明いたします。

それから、資料で各事業ごとの繰り越しの事業費、繰り越しの理由について記載をいたしております。第3条は、地方債の補正で、その内容は第3表の地方債補正により説明いたします。

次に、6ページをお開きを願います。第2表繰越明許費でございます。デイサービスセンター建設事業ほか17事業につきまして、用地交渉、国、県との協議等に不測の日数を要したことによりまして、総額で11億4万円繰り越しをお願いするものでございます。

次のページ、第3表地方債補正でございます。事業費の変更などによりましてそれぞれ増減をいたしております。これによりまして、本年度の借入総額は27億9,430万円となっております。

次に、12ページをお開き願います。2の歳入、入湯税でございますが、業者の一時休業によりまして減額をいたしております。地方特例交付金は本年度の交付決定額に合わせて減額をいたしております。地方交付税につきましては、普通交付税の交付決定額に合わせて追加をいたしております。災害復旧費分担金につきましては、農地債の事業費の確定によるものでございます。

負担金、民生費負担金につきましては、老人保護措置費、入所者の市外施設入所者3名分の追加でございます。

次のページをお願いします。手数料でございますが、ごみ袋の販売枚数の減によるごみ処理手数料の減、それから家畜診療所の病床事故件数の増加による診療手数料の増によるものでございます。国庫負担金でございますが、社会福祉費の負担金1,661万3,000円の増でございますが、国民健康保険基盤安定負担金につきまして、三位一体の改革により、減額といたしておりますけれども、保険者支援分につきまして交付されることになったために追加をいたしております。これによりまして、県負担金の方につきましては減額をいたしております。児童福祉負担金の追加でございますが、児童措置費負担金の追加、これは壱岐保育園の入所児童数の増によるものでございます。生活保護費負担金は、実績見込みにより減額をいたしております。

次の国庫補助金、児童福祉費補助金の追加でございますが、これは平成14年度の石田保育所施設整備事業に係る繰り上げ償還分でございます。それから、社会教育費補助金の減額でございますが、国宝重要文化財等保存整備事業補助金の増、これは巨石古墳の測量業務分の追加でございます。それから、史跡等総合整備活用推進事業費補助金の減額は、原の辻遺跡保存整備事業補助金を事業内容の見直しによりまして減額をいたしております。

次のページをお開き願います。市町村権限移譲等交付金でございます。本年度の交付決定額に合わせて追加をいたしております。またこの中に、砂の採取に係るにつきましては全額を基金の方へ積み立てをいたしております。次に、県補助金でございますが、事業の確定、決算見込みなどによりまして増減をいたしております。また、一番最後の行の8目の農地債の追加でございますが、補助率のかさ上げによるものでございます。

次のページをお開き願います。県委託金でございますが、農業費委託金は県営原田地区の排水路整備に係る県委託事業の追加によるものでございます。雑入の減額でございますが、自動車等海上輸送事業費補助金、これは実績見込みにより減額をいたしております。それから、リサイクル物引き渡し還元金は古紙の売却分を追加をいたしております。

市債は、事業費の変更などによりまして増減をいたしております。

次のページをお開き願います。歳出でございます。議会費は、議員定数の減によりまして費用弁償を減額いたしております。総務管理費の一般管理費でございますが、職員の退職による人件費の減と、嘱託職員4名分の退職慰労金を計上いたしております。財産管理費は、入札によります執行残を減額をいたしております。また、今回の補正によりまして財政調整基金を1億8,600万円追加積み立てをいたしております。

次のページをお開き願います。2項の徴税费でございますが、入札によります執行残、それから決算見込みによりまして前納報奨金、納税報奨金を減額をいたしております。次の選挙費でござ

ざいますが、決算見込みによりまして市議会議員選挙費等を減額をいたしております。

次のページをお開き願います。3款1項の社会福祉費でございますが、出産祝い金、特別障害者手当を減額をいたしております。それから、介護保険事業特別会計への繰り出し金は、介護給付費分の減によるものでございます。児童福祉費414万5,000円の追加でございますが、老岐保育園の入所委託料の追加でございます。生活保護費につきましては決算見込みによるものでございます。

次のページをお開き願います。保健衛生費の4目の病院費、減額でございますが、市民病院の医師確保対策費の減、それからかたばる病院の補助金の決定に伴う運営費補助金の減によるものでございます。清掃費の2目のじんかい処理費でございますが、廃棄物処理委託料、これは焼却灰の処理委託料の減でございます。し尿処理費の減額でございますが、バキューム車の購入の減でございます。農林水産業費の農業費、農業振興費の減でございますが、これにつきましては次のページの19節中山間地の直接支払い交付金の減。それから、生産振興総合対策事業費補助金、これは麦比重選別機の事業費の減によるものでございます。畜産業費でございますが、獣医師の採用がなかったための人件費の減。それから決算見込みによりまして各補助金の減によるものでございます。農地費は、水道管布設替補償費の減によるものでございます。また、錦田地区農道整備事業、農村総合整備事業、ふるさと農道の5路線、県営原田圃場整備事業、山水地区里地棚田保全事業につきましては、事業内容の変更により組み替えをいたしております。

次のページをお願いします。6款3項の水産業費の2目の水産業振興費でございますが、漁場管理保全対策事業、これはイルカの資源調査のための委託料を追加をいたしております。それから、漁業用燃油対策資金貸付金の保証料について全額補助金を追加をいたしております。沿岸漁業振興対策基金積立金につきましては、砂の採取に係ります積立金でございます。

次のページをお願いをします。道路橋梁費でございますが、水道管の布設替補償費の減によるものでございます。また、起債事業の11路線につきましては事業内容の変更により組み替えをさせていただいております。一番下の行、都市計画費でございますが、新郷ノ浦港線の街路事業負担金の追加でございます。

次のページをお願いいたします。下水道費でございますが、これは下水道事業の単独事業費の減によるものでございます。消防費の減額は、消防ポンプ自動車の入札による執行残でございます。教育総務費は、職員の退職によるものでございます。それから、小学校費、それから中学校費の減額でございますが、これは教育用パソコンの入札による執行残でございます。

次のページをお願いします。社会教育費6目の文化財保護費でございますが、復元整備の事業見直しによります事業費の減でございます。それから、11款の農林水産施設災害復旧費は、事業費の確定によるものでございます。公債費につきましては、石田保育所施設整備事業に係りま

す繰り上げ償還分の追加でございます。

次に、39ページをお願いいたします。給与費明細書の一般職の総括でございます。職員数の3名減になっておりますが、これは退職2名、それから獣医師の採用がなかった分でございます。総額で1,415万8,000円の減でございます。

次に、41ページをお願いいたします。地方債の現在高に関する調書でございます。本年度末地方債の現在高見込みが273億5,176万9,000円となる見込みでございます。以上でございます。

〔財政課長（久田 賢一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時とします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○議長（深見 忠生君） 再開します。

市民生活部長。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 登壇〕

○市民生活部長（山本 善勝君） 議案第10号について御説明申し上げます。

平成17年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,662万1,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

8ページをお開き願います。歳入。3款国庫支出金1目財政調整交付金を1,000万円補正をいたしておりますが、これは、税の収納対策、経営市政良好ということで交付されるものでございます。5款療養給付費交付金1,500万円増額補正しておりますが、退職者医療費の増によるものでございます。6款共同事業交付金1,000万円増額補正をしておりますが、高額医療費増に対する分でございます。

10ページをお開き願います。歳出。2款保険給付費1項療養諸費の一般被保険者療養給付費の2,000万円増であります。これは高額医療の対象者の増、インフルエンザの流行増等によるものでございます。2目の退職被保険者療養給付費で1,500万円増いたしておりますが、これは重症患者の増によるものでございます。9款諸支出金でございますが、これは予算の組み替えでございます。以上で説明を終わります。

続きまして、議案第11号について御説明申し上げます。平成17年度壱岐市の介護保険事業

特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,299万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,219万6,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

8ページをお開き願います。歳入。3款国庫支出金1項国庫負担金860万円の減をいたしておりますが、これは介護給付費の減によるものでございます。2項国庫補助金118万5,000円増額しておりますが、これは、制度改正によるシステム改修への補助金が交付されるものでございます。4款支払い基金交付金1,376万円の減額をいたしておりますが、これは介護給付費の減によるものでございます。5款県支出金537万5,000円減額をいたしておりますが、これは介護給付費の減によるものでございます。7款繰入金656万円の減をいたしておりますが、これは介護給付費の減によるものでございます。7款繰入金1,604万1,000円の減をいたしておりますが、これは前年度繰越金の増額補正等による減額補正するものでございます。

10ページをお開き願います。8款繰越金615万4,000円今回の補正財源として計上いたしております。補正後で満額計上となります。

12ページをお開き願います。歳出。2款の介護給付費の介護サービス諸費の5,000万円の減額をいたしておりますが、これは当初開設予定の「光の苑」等の10月予定でありましたが、11月にずれ込んだこと、それから「イサナ」のデイサービスの休止等による減でございます。3項の高額介護サービス費の700万円の増をいたしておりますが、これは高額者の増でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 建設部長。

〔建設部長（立石 勝治君） 登壇〕

○建設部長（立石 勝治君） 議案第12号の御説明を申し上げます。

平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）でございますが、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出2,513万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を11億2,240万8,000円といたしております。2番目に、歳入歳出予算の補正の款項の区分、もとの金額並びに補正でございますが、第1表の歳入歳出予算補正によっております。次に、繰越明許費でございますが、地方自治法の第213条第1項の規定により、第2表の繰越明許によって繰越明許を計上いたしております。

それから、4ページをお開きをいただきたいと思います。4ページに繰り越しを総務管理費

関係の800万円と施設整備費の2億3,900万円合わせまして2億4,700万円計上をいたしておりますが、この大きな要因といたしましては、談合情報が入りまして、それによります対応に時間を要したというのが主な理由でございます。これは、主に沼津、柳田、勝本浦地区、そして八幡諸吉地区の簡水でございます。

それから、9ページをお開きをいただきたいと思いますが、9ページにつきましては250万円の保健衛生費補助金の減額をいたしておりますが、これは八幡諸吉地区の水源開発の事業が地元との調整がつかせんで、補助金の250万円の減額をいたしております。

次に、11ページをお開きをいただきたいと思いますが、11ページの公課費、消費税の増でございますけれども、これにつきましては事業費の減額によりまして逆に消費税が増加をすることになるので、271万7,000円計上いたしております。それから、15の工事請負費の減額1,672万3,000円でございますが、これは土木改良工事の事業の変更によります減でございます。次に、その下の15の工事請負費、これにつきましても簡易水道の沼津、柳田が94万5,000円増額をいたしまして、1億6,958万円、それから諸吉地区が逆に1,100万減額をいたしまして、5,046万円というふうになっております。

簡易水道の補正は以上でございます。

次に、議案第13号平成17年度沓崎市下水道事業特別会計補正予算（第5号）。これは歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ985万円を減額をし、歳入歳出総額8億9,964万5,000円といたしております。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分、または当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によっております。次に、繰越明許費でございますけれども、この繰越明許費につきましては第2表の繰越明許費を参考にさせていただきたいというふうに思います。次に、地方債の補正でございますが、これも同じく3表の地方債補正によっております。

4ページをお開きをいただきたいと思いますが、4ページの繰越明許費を8,200万円計上いたしておりますが、全体事業費で2億6,020万円に対しまして、8,200万円の繰り越しでございますが、これは用地造成工事が予想以上に難航しておるということでここに計上させていただいております。地方債補正につきましては、補正前が1億7,360万円、補正後が1億7,060万円補正をいたして、これは補助事業の減に伴うものでございます。

それから、11ページをお開きをいただきたいと思いますが、この下の方の下水道事業債300万円計上いたしておりますけれども、これは起債対象事業費1,000万円が減になりました関係の分でございます。そして漁業集落環境整備は逆に170万円増になっております。合わせまして6,020万円ということになります。

それから13ページの工事請負費882万5,000円、これにつきましては起債事業関係が

972万5,000円、下水道関係補助対象分が90万円の増。合わせまして882万5,000円の減ということになります。15の工事請負費210万5,000円は、工事量の増ということでここに計上さしていただいております。以上です。

〔建設部長（立石 勝治君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 産業経済部長。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 登壇〕

○産業経済部長（喜多 丈美君） 議案第14号について御説明を申し上げます。

平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第3号）。繰越明許費を計上いたしております。裏になりますけれども、施設整備として芦辺港ターミナルビル整備事業で6,000万円を繰り越すようにいたしておりますが、これはボーディングブリッジでございます。前渡金と出来高払いをした残り、総額で大体9,950万円程度かかりますが、そのうちの6,000万円だけを繰り越して、完成予定を7月の10日前後を見ております。

以上でございます。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 病院事務長。

〔市民病院事務長（牟田 数徳君） 登壇〕

○市民病院事務長（牟田 数徳君） 議案第15号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

第1条、平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。
第2条、平成17年度壱岐市民病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。壱岐市民病院事業の年間患者数、延べでございますが、入院患者当初予定の6万3,875人を1万4,965人に落とさせていただきまして、4万8,910人に。外来患者当初予定の10万9,800人を1万3,176人に落とさせていただきまして、9万6,624人に。1日平均患者数、延べでございますが、入院患者175人を41人落とさせていただき、134人に。外来患者450人を54人落とさせていただきまして、396人にいたしております。

主要な建設改良事業でございますが、固定資産購入費、医療器械及び備品購入費を938万6,000円減額し、5,371万4,000円計上いたしております。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入の第1款壱岐市民病院事業収益を3億7,709万円減額し、22億7,754万7,000円となっております。第2款かたばる病院事業収益を2,694万3,000円減額し、4億1,249万6,000円となっております。

次のページをお願いいたします。支出の第1款壱岐市民病院事業費用を6,144万7,000円

追加し、32億849万3,000円となっております。第2款かたばる病院事業費用を2,694万3,000円減額し、4億1,249万6,000円となっております。

第4条、予算第4条本文中、不足する額「1億3,635万4,000円」を不足する額「1億3,636万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入の第1款壱岐市民病院資本的収入を940万円減額し、9,048万8,000円となっております。支出の第1款壱岐市民病院資本的支出を938万6,000円減額し、2億2,685万6,000円となっております。

第5条、企業債でございますが、予算第5条の表、限度額の項中、「4,800万円」を「3,860万円」に改めております。

第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。かたばる病院事業職員給与費を1,645万9,000円減額し、2億7,204万6,000円となっております。

第7条、予算第9条に定めた棚卸資産購入限度額を次のとおり補正する。壱岐市民病院事業で5,970万円追加し、7億887万5,000円となっております。

次に、4ページをお開きを願います。平成17年度壱岐市民病院事業会計補正予算（第5号）実地計画書、「収益的収入及び支出」の収入でございますが、壱岐市民病院事業収益既決予定額26億4,963万7,000円が3億7,209万円減額補正となりまして、22億7,754万7,000円となっております。内訳といたしまして、1項医業収益中1目の入院収益で3億1,060万円の減、2目の外来収益で3,960万円の減、3目のその他医業収益で1,880万円の減となりますので、合計いたしますと医業収益で3億6,900万円の減となっております。2項医業外収益中4目負担金交付金で309万円の減額となっております。当初9月に予定いたしました繰り上げ償還でございますが、国からの許可の関係で3月になりまして、半期分の利息の計上をいたしております。

次に、支出でございますが、壱岐市病院事業費用の既決予定額31億4,704万6,000円が6,144万7,000円を増額補正となりまして、32億849万3,000円となっております。内訳といたしまして、1項医業費用中、材料費が5,970万円の増となっております。これは泌尿器科、人工透析の部分が新設化のために当初見積もりより薬品の使用量が増大をいたしております。外来の投薬、注射につきましては、1人当たりの単価が上がっていることによりまして薬品費の増となっております。診療材料につきましても整形外科、泌尿器科、人工透析の材料代が増加いたしておりますことによる増となっております。減価償却費につきましては、576万7,000円の増でございます。6目の研究研修費を精算の結果、800万円の減となっております。2項医業外費用中、支払い利息及び企業債取り扱い諸費で398万円の増となっております。当初予定しておりました繰り上げ償還の費用が3月となりまして、3期分

の利息の追加となっております。

次のページをお開きをお願いいたします。資本的収入及び支出でございますが、収入の壱岐市民病院資本的収入、企業債でございますが、企業債を940万円入札の結果減額をいたしております。支出につきましては、壱岐市民病院資本的支出の建設改良費でございますけれども、機械備品購入費が938万6,000円の減となっております。

次のページは資金計画書でございますので、省かせていただきます。

次のページをお開きをお願いいたします。平成17年度壱岐市かたばる病院事業会計補正予算(第5号) 実地計画書、収益的収入及び支出を御説明いたします。

まず、収入でございますが、かたばる病院事業収益既決予定額4億3,943万9,000円が2,694万3,000円の減額補正となりまして、4億1,249万6,000円となっております。内訳といたしまして、2項医業外収益中、3目の負担金交付金が6,463万8,000円の減、4目の補助金が3,769万5,000円の増となりまして、合計いたしますと医業外収益で2,694万3,000円の減となっております。

続きまして、支出でございますが、かたばる病院事業費の既決予定額4億3,943万9,000円が2,694万3,000円の減額補正となりまして、4億1,249万6,000円となっております。内訳といたしまして、1項医業費用中1目の給与費で1,645万9,000円の減でございます。3目の経費で674万1,000円の減、6目の研究研修費で175万9,000円の減でございます。医業費用の計で2,495万9,000円の減でございます。また、4項の予備費で198万4,000円の減となりますので、合計をいたしますと2,694万3,000円の減となっております。これは本年度中の歳出についても精査し、見直しを行ったことによるものでございます。

次に、次の9ページ以降の給与費明細書、資金計画書は省略をさせていただきます。

以上で17年度壱岐市病院事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

〔市民病院事務長(牟田 数徳君) 降壇〕

○議長(深見 忠生君) 建設部長。

〔建設部長(立石 勝治君) 登壇〕

○建設部長(立石 勝治君) 議案第16号の御説明を申し上げます。

平成17年度壱岐市水道事業会計補正予算(第4号)。収益的収入及び支出でございますが、支出の欄で補正額を130万円減額をいたしておりますが、営業費用300万円減、そして営業外費用170万円の増でございます。次に、資本的収入及び支出でございますが、収入の欄で資本的収入が補正で247万円減、支出の方で1,200万円減を計上いたしております。

それから、4ページ、5ページをお開きをいただきたいと思いますが、4ページにつきまして

は予算実施計画を記載をいたしております。5ページにつきましては資金計画でございます。

それから、6ページ、7ページにつきましては予定貸借対照表を記載をいたしております。

次に、8ページでございますが、8ページの2目の配水及び給水費の分でございますが、300万円減額をいたしております。これは路面復旧費の工事費の300万円減でございます。それから、同じく8ページの2目の消費税170万円計上いたしておりますけれども、これにつきましては簡易水道と同様に事業費の配管工事等の減額によります、工事費の減額によります消費税の増額ということになります。次に、同じ9ページでございますが、資本的収入及び支出の欄で工事費、あるいは下の方の支出で工事請負費1,200万円減額をいたしておりますけれども、これは道路工事計画の内容変更によるものでございます。以上です。

〔建設部長（立石 勝治君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 総務部長。

〔総務部長（松本 陽治君） 登壇〕

○総務部長（松本 陽治君） 議案第17号から議案第19号につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の施行に伴い、市町村は平成18年度中に国民保護計画を作成しなければなりませんので、必要となる条例の制定をするものでございます。

議案第17号について御説明申し上げます。壱岐市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について。提案理由は記載のとおりでございます。国民保護法は、外国から武力攻撃を受けた場合、あるいは大規模テロが発生した場合に国民の生命、身体、財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小にすることができるように国や地方公共団体等の役割分担や、その具体的な措置を規定したものでございます。

本条例は、国民保護法に基づいて武力攻撃、あるいは大規模テロの明白な危険が切迫をしていると認められるに至った場合、国から県を通じて指示がございます。それに基づいて、壱岐市において設置される対策本部に関して、必要な事項を定めるものでございます。

第1条が目的。第2条が組織で、市長が対策本部長となります。第3条、会議の招集。第5条は、当対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を規定をしております。第7条では、国民保護対策本部に係る規定を準用する緊急対処事態対策本部について規定をいたしております。

次に、議案第18号壱岐市国民保護協議会の組織及び運営に関する条例の制定について。壱岐市の国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するための諮問機関であります壱岐市国民保護協議会の組織運営に関して必要な事項を定めるものでございます。

第1条が目的。第2条が、委員の定数を20人以内に規定をいたしております。第5条は、幹

事20人以内を置くことができると規定をいたしております。

次に、議案第19号災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の制定について。これは災害対策基本法及び国民保護法に基づくものでございます。国、県など、他の自治体から応援に派遣された職員で身分を併用する場合、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給について必要な事項を定めるものであります。

第1条が趣旨。第2条が手当の支給で、別表に手当の額を規定をいたしております。

次に、議案第20号について御説明をいたします。議案第20号壱岐市安全・安心まちづくり推進条例の制定について。提案理由に記載のとおり、本条例は市民が安全にかつ安心して暮らすことができるまちづくりを市、市民及び事業者が一体となって総合的に推進することによって、犯罪のない社会を実現することを目的としております。昨年制定をされました、県の条例に呼応するものでございます。

第1条が目的。第2条は、基本理念を規定をしております。第3条が市の責務。第4条が市民の責務。第5条では、事業者の責務を規定をいたしております。第6条で、地域の安全を確保するための活動について。第7条は、市民の活動に対する支援について規定をいたしております。施行日は、4月1日でございます。

次に、議案第21号壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。提案理由は記載のとおりでございます。本条例は、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法で固定資産税について課税免除、または不均一課税をした場合、固定資産税の減収額について地方交付税の減収補てん措置がなされる制度がありますので、該当する事業については、有効に制度を活用するというものでございます。第1条が趣旨で、対象となる事業は製造業、旅館業、ソフトウェア業で、設備の新設、または増設が対象ということでございます。

第2条が固定資産税の課税免除について。取得価格要件は2,700万円を超える場合と規定をいたしております。第3条では、課税免除の期間を、新たに課税されることとなった年度から3カ年としております。施行日は、公布日として平成19年度の固定資産税から適用することとしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔総務部長（松本 陽治君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 市民生活部長。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 登壇〕

○市民生活部長（山本 善勝君） 議案第22号について御説明申し上げます。

壱岐市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について。

提案理由であります。申請者に対して障害程度の区分を認定する必要が生じてくるため、認定

審査会の定数等を定めるものであります。

10ページをお開き願います。壱岐市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例。第1条、審査会の委員の定数であります、委員の定数は5人とする。第2条、委員規定でございます。附則として、これに関連がありますので、壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものであります。

別表第2条、第5条関係中、在宅介護支援センター運営協議会が平成18年3月31日をもって廃止を予定をしているので、区分29、在宅介護支援センター運営協議会委員、月額5,700円を新しく定める障害程度区分認定審査会委員、医師月額1万6,000円、委員月額9,900円に改めるものであります。

続きまして、議案第23号について御説明申し上げます。壱岐市自給肥料供給センター条例の制定について。提案理由であります、ことしの3月末に完成する壱岐市勝本町自給肥料供給センターの整備に伴い、ほかの関連施設を統合して条例の制定を行うものであります。

次をお開き願います。壱岐市自給肥料供給センター条例。第1条、設置についてであります、し尿浄化槽及び家畜尿の適正な処理を行うため、壱岐市自給肥料供給センターを設置するものであります。第2条、名称及び位置について。壱岐市芦辺町自給肥料供給センター、壱岐市石田町自給肥料供給センター、壱岐市勝本町自給肥料供給センターの3カ所であります。第3条、業務。第4条、管理及び運営。第5条、利用の許可。第6条、使用料。第7条、立入禁止。第8条、損害賠償。第9条、委任について定めております。附則で、次に掲げる条例を廃止するものでございます。

1号、壱岐市芦辺町自給肥料供給センター条例、2号、壱岐市石田町自給肥料供給センター堆肥センター条例を廃止するものでございます。3号については、現在利用している施設の経過措置であります。

10ページをお開き願います。別表。第6条関係でございますが、壱岐市芦辺町自給肥料供給センター、は、し尿のみということで、液肥散布料金を250円。壱岐市石田町自給肥料供給センター、壱岐市勝本町自給肥料供給センターは、し尿、家畜尿ということで液肥散布料金を300円。壱岐市石田町自給肥料供給センター、の畜尿収集料金につきましては300円でございます。

以上、料金を設定をしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 産業経済部長。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 登壇〕

○産業経済部長（喜多 丈美君） 議案第24号壱岐市石田町堆肥センター条例の制定について。

提案理由でございますが、壱岐市勝本町自給肥料供給センターの建設に伴いまして、同様の施設が市民生活部に移行をいたしますことによりまして、堆肥センターのみが産業経済部に属しますので、新たに条例を制定するものでございます。

次ページでございますが、1条に設置、そして2条に名称、そして3条に業務、それから4条に管理、運営、それから5条に使用料。次のページでございますが、6条に立入禁止、7条に損害賠償、8条に委任。そして、附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するという規定をいたしております。2条には経過措置を記載いたしておりますので、よろしくお願いをします。以上です。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 総務部長。

〔総務部長（松本 陽治君） 登壇〕

○総務部長（松本 陽治君） 議案第25号について御説明をいたします。議案第25号壱岐市附属機関設置条例の制定について。提案理由は、記載のとおりでございます。地方自治法の規定によりまして、普通地方公共団体において執行機関の附属機関を置く場合は、法律等に基づくもの以外は条例によると規定をされております。壱岐市におきましては、これまで個別の条例、あるいは条例によらない附属機関で対応をしておりましたので、今回、条例の整備を行うものでございます。なお、それに伴って個別の条例は廃止をして、規則などを整備するか、または条例の一部改正を行い整理をいたしております。

第1条は、趣旨。第2条は、名称及び担当事務で、別表のとおり57の機関について整理をいたしております。第3条は、委任事項について規定をいたしております。施行日は、4月1日であります。

次に、議案第26号壱岐市情報公開条例の一部改正について。提案理由のとおり、壱岐市附属機関設置条例の制定に伴いまして改正をするものでありますが、附属機関の中に情報公開審査会を規定をいたしておりますので、審査会に関する規定を改正をするものでございます。

次に、議案第27号壱岐市個人情報保護条例の一部改正について。本条例につきましても、附属機関設置条例の制定に伴いまして、個人情報保護審査会の規定をいたしておりますので、審査会に関する規定を改正をするものでございます。施行日は、4月1日でございます。以上でございます。

〔総務部長（松本 陽治君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 監査委員事務局長。

〔選挙管理委員会書記長兼監査委員事務局長（前田 清信君） 登壇〕

○選挙管理委員会書記長兼監査委員事務局長（前田 清信君） 議案第28号壱岐市監査委員条例

の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は、現行では例月出納検査の日数が1日に限定されており、現在、毎月1日間行っております例月出納検査を2日間を基本として実施し、伝票の事前チェックを充実させるなど、監査体制を見直し、監査内容の強化、充実を図るために改正を行うものであり、第8条を別紙のとおり改正し、整理を行うものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

〔選挙管理委員会書記長兼監査委員事務局長（前田 清信君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 総務部長。

〔総務部長（松本 陽治君） 登壇〕

○総務部長（松本 陽治君） 議案第29号について御説明をいたします。議案第29号壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。提案理由は記載のとおりであります。産業医は労働安全衛生法により、設けることとなっておりますが、職員の健康診断、あるいは健康管理に関することの指導、助言、職員の健康障害の調査や再発防止のための医学的措置に関することなどを行ういうものでございます。これまで産業医について未整備でありましたので、報酬額、年額12万円として定めるものでございます。施行日は、4月1日でございます。

次に、議案第30号について御説明をいたします。議案第30号壱岐市職員定数条例の一部改正について。現在、定員適正化の早期実現のために、特に市長事務部局において退職者の補充を極力抑えておるところであります。今回、職員の配置を見直し、職員定数を改正するものであります。第2条は、職員定数の規定で、市長事務部局が一般職8人、上水道事業職員1人、三島航路事業職員1人の計10人の減、監査事務局が1人増、教育委員会が1人減ということで、全体で10人の減とするものでございます。

次に、議案第31号について御説明をいたします。議案第31号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について。今回の職員給与の改定につきましては、平成17年度の人事院勧告で約50年ぶりの給与制度の抜本改革が勧告をされ、国家公務員については本年4月から給与構造の改革を実施するとされております。壱岐市におきましても、国に準じて改定するとしておりますが、給料表について、若い係員層については給料の引き下げは行わず、中高年層の引き下げによって、給料表の水準を平均4.8%程度引き下げ、現行の給料表の1級と2級及び4級と5級を統合をして、その上で新7級制を採用することといたしております。また、現行の1号給を4分割し、勤務実績を反映させるとともに、55歳を超える職員については昇給を2分の1に抑制をし、枠外昇給制度は廃止をすとしております。なお、国、県と同様、経過措置といたしまして、給料月額が引き下げとなる職員については、3月末の給料月額を保障するというようにしてあり

ます。

条例の第5条は、初任給、昇格、昇給等の基準を規定をするものでございます。

第1項は初任給でございますが、高校卒が1級の5号給、大学卒が1級の21号給で現行と同額ということでございます。第2項は、昇格、昇給基準に基づくことを規定をいたしております。第3項及び第4項は、勤務成績に応じて昇給を行うとしておりますが、国は管理職を対象に実施をするとしております。県は管理職を対象に平成20年度から実施するとしております。壱岐市においては現段階では勤務評価制度が構築できておりませんので、勤務評価の査定ができないわけでございます。したがって、制度の導入を急ぎたいと思っておりますが、導入までは現行どおりの昇給といたしております。第5項は、55歳を超える職員について昇給を2分の1に抑えるものでございます。第6項は、枠外昇給を廃止するものでございます。35条は教員特別手当の規定でございますが、枠外昇給の廃止に伴うものでございます。別表につきましては、職種ごとの給料表となっております。附則では、経過措置として給料月額が引き下げとなる職員の現給保障について規定をいたしております。

なお、今回の給料表の改定によりまして、年齢29歳、勤続11年の職員までは現行と変わりはありません。一般会計職員の平均年齢であります42歳の職員では、月額2万1,700円の引き下げとなります。

42条の改正は、病院に勤務する技師の手当を規定をするものでございまして、作業療法士、月額1万円を加えるものでございます。施行日は、4月1日でございます。

次に、議案第32号壱岐市税条例の一部改正について。提案理由は記載のとおりでございますが、税の前納報奨金制度につきましては、前納に対する利子としての性格のほか、市町村財政の効果的運用を図るための税収入の早期確保、また、納税者の納税意欲の向上及び滞納の防止など考慮して設けられたものでありますが、金融情勢の変化や厳しい財政状況の中、また、徴税コストの抑制を図るため、改正をするものでございますが、納税意欲なども考慮して現行の2分の1に減額するといたしております。

第42条第3項は、個人の市民税の前納報奨金の額を、第70条第3項は固定資産税の前納報奨金の額を規定をするもので、交付基準を現行の2分の1に改正するものでございます。施行日は、4月1日でございます。

次に、議案第33号壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部改正について。本条例につきましては、集合税について前納報奨金の交付基準を現行の2分の1に改正をするものであります。施行日は、4月1日でございます。

次に、議案第34号壱岐市特別会計条例の一部改正について。提案理由にありますとおり、介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターを設置し、介護サービス事業を実施する必要がある

るため、壱岐市介護保険事業特別会計に介護サービス事業を加えるものでございます。施行日は、4月1日でございます。

以上でございます。

〔総務部長（松本 陽治君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 市民生活部長。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 登壇〕

○市民生活部長（山本 善勝君） 議案第35号について御説明申し上げます。まず、冒頭でございますが、議案を説明申し上げる前に、空欄で議案を送付させていただいております。きのう、県からその番号について指示がありましたので記入をお願いいたしたいと思っております。まず一番最初は、提案理由の一番下の行で平成18年政令第、次が空欄でございますして28をお願いいたします。28号により、ということになります。それから、次の次のページでございます。第2条の一番右に平成18年政令、次は抜けております、第28号、そして、その下に、3行目でございます、附則第、次が抜けておりますので、4条ということで御記入をお願いいたします。

それでは、議案第35号壱岐市介護保険条例の一部改正について。提案理由であります。今回第3期の介護保険事業計画の作成により、平成18年度から平成20年度間の介護保険料について見直しが生じたので、介護保険料率等について一部改正をするものであります。

次お聞き願います。壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例。第5条、保険料率について、平成18年度から20年度までの各年度の保険料率の65歳以上の被保険者について、第1号の第1段階は2万2,500円、2号の第2段階は2万7,100円、第3号の第3段階は3万3,800円、第4号の第4段階は4万5,100円、第5号の第5段階は5万6,400円、第6号の第6段階は6万7,700円に改めるものであります。附則として、平成18年度及び19年度における保険料率については、特例を掲げております。

次ページでございます。第2条については、第1号被保険者の平成18年度の料率について定めております。平成17年度税制改正による影響を受け、保険料段階及び利用者段階が1項1号は、1段から4段階へ上昇するもの、4万5,100円のところ2万9,800円、2号、2段階から4段階へ上昇するものは4万5,100円のところ2万9,800円、3号、3段階から4段階へ上昇するものは4万5,100円のところ3万7,400円、4号、第1段階から5段階へ上昇するものは、次のページでございます、5万6,400円のところ3万3,800円、5号、2段階から5段階へ上昇するものは5万6,400円のところ3万3,800円、6号、3段階から5段階へ上昇するものは5万6,400円のところ4万1,100円、7号、4段階から5段階へ上昇するものは5万6,400円のところ4万8,700円。

第2項でございますが、19年度の保険料率について示しております。1号、1段階から4段

階へ上昇するものは4万5,100円のところ3万7,400円、2号、2段階から4段階へ上昇するものは、次のページでございます、4万5,100円のところ3万7,400円、3号、3段階から4段階へ上昇するものは4万5,100円のところ4万1,100円、4号、1段階から5段階へ上昇するものは5万6,400円のところ4万5,100円、5号、2段階から5段階へ上昇するものは5万6,400円のところ4万5,100円、6号、3段階から5段階へ上昇するものは5万6,400円のところ4万8,700円、7号、4段階から5段階へ上昇するものは、次のページでございます、5万6,400円のところ5万2,400円とするものであります。

続きまして、議案第36号について御説明を申し上げます。壱岐市敬老祝金条例の一部改正について。提案理由であります、平均寿命が高くなり、敬老祝金支給対象者が年々増加してきており、支給事業の維持継続を行うため、支給対象年齢を引き上げるものであります。

次ページをお開き願います。壱岐市敬老祝金条例の一部を改正する条例。

第2条中、祝い金の支給の対象年齢を「77歳」を「80歳」に改めるものであります。

続きまして、議案第37号について御説明申し上げます。壱岐市手数料条例の一部改正について。提案理由であります、壱岐市は戸籍事務の電算化に向けて準備をしておりましたが、平成18年1月21日に法務大臣の指定を受けたことに伴い、壱岐市手数料条例の一部を改正するものであります。

次ページをお開き願います。壱岐市手数料条例の一部を改正する条例。別表第1、手数料を徴収する事項の1の項中、その下でございます、または戸籍の記録事項証明書の交付同法第117条の4第1項を加え、また、同表3項中に、その下でございます、または除籍の記録事項証明書の交付同法第117条の4第1項を加えるものであります。なお、手数料は、従来の金額と同じであります。1項につきましては1通450円。3項につきましては1通750円でございます。

続きまして、議案第38号について御説明申し上げます。壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について。提案理由でございます、障害者自立支援法がことしの4月1日から施行されることにより、更生施設等に入所している知的障害者児に係る医療費は障害者自立支援法の適用となるため、改正が生じたものでございます。

次ページをお開き願います。壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。第3条、支給対象者については、これまでの、住所を有する者だけから、壱岐市が障害者自立支援法による支給決定を行った者も対象となるよう改めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時15分といたします。

午後2時06分休憩

午後2時15分再開

○議長（深見 忠生君） 再開します。

山内教育次長。

〔教育次長兼文化財課長（山内 義夫君） 登壇〕

○教育次長兼文化財課長（山内 義夫君） それでは、議案第39号から議案第53号までの件について御説明をいたします。15議案につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、公の施設の管理につきましては皆さん御存じのように、指定管理者制度が導入されたことに対しましての改正が主なものでございます。

従来の管理委託制度では、公共団体、公共的団体等の団体が管理の受託者の範囲に定められていましたが、今回は民間事業者等まで広く委託ができるようになり、また、使用の許可も行うことができるようになりました。

議案第39号の壱岐市の全天候型多目的施設の場合、13条を14条といたしまして、13条といたしまして1条を加えております。この13条の中では、指定管理者を多目的施設の管理を行わせることができるように規定をされております。また、2項では業務の範囲を1号から3号まで定められておりますし、3項では市長とあるのを指定管理者と読みかえるような規定となっております。

続きまして、議案第40号でございますけど、これも先ほど申しました指定管理者によるところで12条として1条が加えられております。続きまして、議案第41号に壱岐市の公民館条例の件につきましても、11条として同じように1条が加えられております。続きまして、議案第42号の壱岐市立の郷ノ浦図書館条例につきましても、4条の1条が加えております。続いて、議案第43号につきまして、壱岐市立の石田図書館の設置及び管理に関する条例につきましても13条として1条が加えられておりますのと一緒に、題名のところが壱岐市立の石田図書館というようなことになっております。続いて、議案第44号につきましても、壱岐郷土館条例につきましても18条として1条が加えております。続いて、議案第45号も同様でございます。続きまして、議案第46号も同様でございます。続きまして、議案第47号も同様でございます。

続いて、議案第48号の壱岐市立石田町住民センター条例についても同様で、第3条で1条が加えられております。続いて、議案第49号につきましても同様で、「まなびの館」の件につきましても18条で1条が加えられております。続きまして、議案第50号でございますけど、これも壱岐市体育館設置条例でございますけども、これも同様でございますけど8条で加えられておりますけど、1点だけ違うところが、石田の水泳プールにつきましては今利用者が減になって

おりますので、そちらの方を削っております。そして今後の管理につきましては、石田の小学校の方に、プールの方の管理が今後移管になっておるといふことでございます。続きまして、議案第51号の壱岐市ふれあい広場につきましても同様の指定管理者制度の導入によりまして14条のところでは1条が加えられております。続いて、議案第52号につきましても同様でございます。続きまして、議案第53号につきましても壱岐市の文化財展示館条例につきましても同様でございます。これは場所につきましては安国寺の宝物館といふことでございます。

以上でございます。よろしく御審議の方お願いいたします。

〔教育次長兼文化財課長（山内 義夫君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 喜多産業経済部長。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 登壇〕

○産業経済部長（喜多 丈美君） 議案第54号について御説明を申し上げます。

壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について。提案理由でございますが、壱岐市農業機械銀行に芦辺支所、石田支所の農業振興機械及び壱岐市勝本町産業振興事業所を統合するため、一部改正を行うものでございます。次のページでございますが、壱岐市農業機械銀行条例の一部を改正する条例。別表第2条を別紙のように改める、といふことで、これは、利用料を決めておりますが、石田町の部分と芦辺の分を改正するものでございまして、4月1日から施行するようにならしてあります。

それから、議案第55号壱岐市営ターミナルビル条例の一部改正でございますが、新芦辺港ターミナルビルが完成をし、18年の4月1日から供用開始をいたしますので、使用料を改正する必要がございます。次のページでございますが、変わりましたのは、店舗部分、売店部分を1マ月幾らという決め方をいたしておりましたが、郷ノ浦港ターミナルビルと合わせまして、平米当たりといふことに改正をするものでございます。次に、議案第56号壱岐市企業誘致条例の一部改正といふことでございます。

提案理由といたしましては、雇用促進及び誘致企業の拡大と固定資産税の課税免除を図るために改正するものでございます。

次のページでございますが、第1条中に、新設する島外の企業を、島外だけではなくて、島内の新設する企業にも対象としようといふこと、3条も同じ考え方でございます。そして、3条の3号を次のように改めるといふことで、先ほどの説明の中で、税で、過疎地域の固定資産税の特例が出てきましたので、その要綱をここに追加をいたしてあります。

以上で説明を終わります。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山川消防長。

〔消防本部消防長（山川 明君） 登壇〕

○消防本部消防長（山川 明君） 議案第57号について御説明申し上げます。

壱岐市火災予防条例の一部改正についてでございます。提案理由は記載のとおりでございます。次のページをお願いします。第4条中の件で、第4条といたしますのは、ボイラーの構造基準でございます。その中の第1号中——第1号は蒸気管でございますが、石綿を削るというふうになっております。次に、第29条、29条は火災に関する警報の発令中に起きる火の使用制限でございます。その中に、5項としまして、山林、原野等での喫煙の規制をいたしております。あとは、語句の調整をいたしております。よろしくをお願いします。

〔消防本部消防長（山川 明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 立石建設部長。

〔建設部長（立石 勝治君） 登壇〕

○建設部長（立石 勝治君） 議案第58号の御説明を申し上げます。

壱岐市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正についてでございますが、提案理由につきましては記載のとおりでございます。次のページをお開きいただきたいと思いますが、改正の部分の附則第3項を削るという項目が記載をいたしておりますけれども、これは、受益者負担金免除項目の削除でございます。

以上です。

〔建設部長（立石 勝治君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 久田財政課長。

〔財政課長（久田 賢一君） 登壇〕

○財政課長（久田 賢一君） 議案第59号平成18年度壱岐市一般会計予算について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出210億9,200万円と定めるものでございます。前年比の0.5%、額で1億500万円の増となっております。増の要因といたしましては、17年度で自給肥料供給センターの建設事業、デイサービスの建設事業、それから、芦辺港のターミナルビルの建設事業が終了いたしますけれども、本年度で石田のスポーツセンター、印通寺港ターミナルビルの建設事業、博物館の建設事業費の増によるものでございます。第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。第2条、債務負担行為で、その内容につきましては第2表の方で説明をいたします。第3条は地方債で、その内容につきましても第3表の地方債により説明をいたします。第4条は一時借入金で、一時借入金の最高額を30億円と定めるものでございます。前年と同額でございます。第5条は歳出予算の流用で、流用することができる場合は、第1号に定めるとおりとなっております。

次に、10ページをお開き願います。第2表債務負担行為で、平成18年度以降発生する債務負担行為9件でございます。内容は記載のとおりでございます。次のページ、第3表地方債で、平成18年度に新しく借り入れるもので、限度額、起債の方法などは記載のとおりでございます。起債総額は30億3,160万円でございます。

次に、16ページをお開き願います。2、歳入の1項市民税でございます。7億9,471万6,000円でございます。前年と比較をいたしまして、3,490万1,000円の増となっておりますが、増の要因といたしましては、個人住民税の定率減税2分の1縮減による増収を見込んでおります。次の固定資産税の減額でございます。これは、評価がえによります家屋の減価償却分を考慮し、計上いたしております。軽自動車税につきましては、現在の登録台数により計上いたしております。市たばこ税でございますが、減の要因といたしましては、消費量、それから喫煙者の減少によるものでございます。

次のページをお開き願います。入湯税でございます。これにつきましては前年同額で計上いたしております。都市計画税は25万円を計上しております。所得譲与税でございますが、本年度の所得譲与税の交付の方法でございますけれども、平成17年度の所得譲与税の譲与額と、それに加えまして、本年度は、各団体ごとの税源移譲見込み額、これは、税源移譲前後の個人住民税収分の差分を今年度はプラスをして追加をされるということで、県からの本年度の額の見込み通知によりまして計上いたしております。次の自動車重量譲与税、地方道路譲与税につきましては、前年度実績を考慮し、計上いたしております。

次のページをお開き願います。4項の航空機燃料譲与税から6款の地方消費税交付金までにつきましては、前年度の実績を考慮し、計上いたしております。次のページをお開き願います。ゴルフ場利用税交付金、それから次の自動車取得税交付金につきましても、前年度実績を考慮し、計上をいたしております。

地方特例交付金でございますが、本年度、児童手当の拡充分が地方特例交付金で交付される予定になっておりますが、定率減税縮減分の減を見込んで計上いたしております。地方交付税でございます。普通交付税につきましては、三位一体の改革によるものと国勢調査によります人口の減を見込み、前年度当初決定額のマイナス5.9%で計上いたしております。特別交付税は前年度と同額の5億2,000万円でございます。交通安全対策特別交付金につきましては、前年同額を計上いたしております。分担金でございますが、783万8,000円で、438万1,000円の減となっておりますが、これは、県営圃場整備事業費の減によるものでございます。次の負担金でございます。1億6,599万円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。使用料の5目の農林水産業使用料でございます。農業機械銀行への統合によりまして、機械の使用料の減によるものでございます。次の商工使用料の減額でござ

ざいますが、イルカパーク入園者の減少によるものでございます。土木使用料の減額でございますが、住宅使用料の前年度予算見積りでの過大見積り、それから空き家率を考慮し、減となっております。次のページをお開き願います。8目の教育使用料でございます。これは、幼稚園の預かり保育料の全園実施に伴う増でございます。次のページをお開き願います。手数料の2目の衛生手数料の減でございますが、ごみ処理手数料の減によるものでございます。次の農林水産業手数料の増でございますが、家畜診療所等の手数料の増によるものでございます。次の国庫負担金の民生費国庫負担金でございますが、三位一体の改革によります老人保護措置費負担金の減によるものでございます。

次のページをお開き願います。国庫補助金の1目の民生費国庫補助金の減額でございますが、居宅支援費補助金が国庫負担金へ変更になったため、それと、NTT特定資金分の補助の減によるものでございます。3目の農林水産業費の国庫補助金の増加でございますが、八幡浦漁港の事業費の増によるものでございます。4目土木費国庫補助金の増でございますが、地域住宅交付金の増によるもの、また市道鶴亀中央線改良事業、印通寺港ターミナルビル整備事業、博物館建設事業について、新規にまちづくり交付金を計上いたしております。次のページをお開き願います。国庫補助金の6目の教育費国庫補助金の減額でございますが、これも三位一体の改革によります準用保護補助金の廃止に伴うものでございます。それと、原の辻遺跡の公有化事業費の減によるものでございます。廃目の総務費の国庫補助金2億3,230円につきましては、国からの合併市町村補助金が、3カ年の交付でございますので、一応、17年度の限りの補助金ということで、減額になっております。

次のページをお開き願います。市町村権限移譲等交付金につきましては、17年度の交付決定額で計上いたしております。民生費県負担金の増でございますが、児童手当の支給対象年齢の引き上げによる増、自立支援給付費負担金の補助金からの変更による増でございます。県補助金の1目の総務費の県補助金の増でございます。新市町合併支援特別交付金事業の増によるもので、本年度は、旧公立病院の解体事業、生活保護システム導入事業、道路台帳整備事業、各小中学校校旗購入事業、政策評価システムの導入事業費分を計上いたしております。次の民生費県補助金の減額でございます。介護予防生活支援事業費補助金の一般財源化による減でございます。

次のページをお開き願います。4目の農林水産業費補助金の減額でございます。これは、JAの第2キャトル建設事業補助金、それから農村総合整備事業費の減によるものでございます。

次に、42ページをお開き願います。15款3項の県委託金の1目の総務費委託金の減額でございます。ここは、県知事選挙費、それから国勢調査費の減によるものでございます。次のページをお開き願います。17款1項の寄附金の減でございますが、社団法人壱岐郡家畜診療所協議会からの指定寄附の減によるものでございます。次のページをお開き願います。18款2項の基

金繰入金でございます。1億5,400万円の増となっております。財政調整基金、それから減債基金につきましては、合計で前年比の1億円マイナスの4億5,000万円を繰り入れをいたしております。それから、地域振興基金3億円につきましては、博物館、スポーツセンター、ターミナルビル建設に伴います繰り入れでございます。それから、教育振興基金は、前年度中永氏から御寄附いただきました1,000万円を図書購入財源として繰り入れをいたしております。19款の繰越金につきましては、前年同額を計上いたしております。次のページをお開き願います。20款4項の雑入の増でございます。これは、コミュニティー助成金及び自動車海上輸送補助金の増によるものでございます。

次に、52ページをお開き願います。市債でございますが、本年度、30億3,160万円、前年比の3億3,780万円の増となっております。増の要因といたしましては、合併特例事業債の増によるものでございまして、本年度は、石田のスポーツセンター、印通寺港ターミナルビルの建設事業、一支国博物館建設事業、原の辻遺跡復元整備事業分を計上いたしております。

次のページをお開き願います。3、歳出の議会費の減額でございますが、これは、議員定数の減による人件費、費用弁償などの減額でございます。次のページをお開き願います。2款1項の総務管理費の1目の一般管理費の減額でございますが、これは、職員数の減による人件費の減でございます。次に、62ページをお願いいたします。5目の財産管理費でございます。ここで、旧公立病院の解体事業費を計上をいたしております。次のページをお開き願います。6目の企画費でございますが、ここでは、嘱託職員及び委員報酬の減によるものでございます。次に、68ページをお開き願います。7目の情報管理費の減でございますが、これは庁舎間LAN整備事業の終了によるものでございます。

次に、72ページをお開き願います。10目の地籍調査費でございますが、本年度は、郷ノ浦の永田第2、芦辺の芦辺浦第1地区分を計上いたしております。次のページをお願いいたします。徴税費、税務総務費でございますが、ここでは、固定資産評価システム整備事業委託料の減によるものでございます。次のページをお願いいたします。2目の賦課徴収費の減額でございますが、これは、前納報償金の減、それから申告受付システム、滞納整理システム導入事業の終了によるものでございます。次のページをお願いいたします。2款3項の戸籍住民基本台帳費の減額でございますが、ここでは、戸籍電算化業務の終了によるものでございます。

次に、86ページをお開き願います。社会福祉費の1目社会福祉総務費の増加でございますが、これは扶助費の増によるものでございます。次に、90ページをお開き願います。3款1項2目の社会福祉施設費の減額でございますが、ここは、デイサービスセンターの建設事業費の減によるものですが、本年度、デイサービスセンターの外構工事費、それから備品購入費を計上いたしております。次に、94ページをお願いいたします。3目老人福祉費の減額でございます。ここは、

在宅介護支援センター運営事業委託料の減によるものでございます。次に、104ページをお願いします。2目の児童措置費の増額でございますが、ここで、児童手当の支給拡大によるものでございます。それから、4目の保育所費でございます。358万7,000円の増でございますが、石田保育所のゼロ歳児保育実施のための改修費用、それから備品費を計上いたしております。

次に、112ページをお願いします。4款の保健衛生費の1目保健衛生総務費の増でございます。これにつきましては117ページをお願いします。19節の一番下の行で救急医療運営費補助金でございます。これは、17年度までは病院事業会計の方で負担をいたしておりましたが、県補助金の廃止に伴いまして、本年度から一般会計で負担するものでございます。それから、28の簡易水道事業の繰り出し金でございますが、これは補助事業費の増によるもの、それから、水道事業会計の繰り出し金につきましては、三島簡水の統合によります企業債償還分の2分の1を、繰り出し基準に基づいて繰り出しをいたしております。次に、120ページをお願いします。4款1項の4目の病院費の減額でございます。主に、これはかたばる病院運営費補助金の減によるものでございます。

次の、清掃費の1目清掃総務費でございます。壱岐市廃棄物処理施設建設候補地の地元説明会の経費を計上いたしております。それから、廃棄物処理施設の交付金申請を行うには、循環型社会形成推進地域計画書が必要でありますので、作成費用を計上いたしております。次に、124ページをお願いします。清掃費の2目のじんかい処理費の増でございますが、ここは、施設の補修工事費の増によるものでございます。次のページをお願いいたします。3目し尿処理費の減額でございます。勝本に建設いたしておりました自給肥料供給施設整備事業の終了、それからし尿海洋投棄委託料の減によるものでございます。次のページをお開き願います。4目の合併処理浄化槽設置整備費につきましては、本年度125基分を計上いたしております。それから、6款1項1目の農業委員会費につきましては、農業委員の報酬の引き上げによるものでございます。

次に、132ページをお開き願います。3目農業振興費の減額でございます。中山間地域直接支払い交付金生産振興総合対策事業補助金の減によるものでございます。また、農業機械銀行への統合によりまして、前年度、一般会計で負担いたしておりました農業機械に関する経費につきまして、農業機械の方へ繰り出すようにいたしております。次に、138ページをお願いします。4目の畜産業費の減額でございます。これは、JAの第2キャトル建設補助金、低コスト肉用牛補助金の減によるものでございます。また、本年度貸付金で、獣医学就学資金貸付金を新たに計上をいたしております。次に、142ページをお願いします。5目の農地費の減でございます。芦辺の農村総合整備事業費の減、基盤整備事業の堺地区、乙島大井田地区の終了によるものでございます。本年度は、錦太地区基盤整備促進事業、農村総合整備事業、ふるさと農道整備事業と

して、亀松地区ほか4路線、山水地区里地棚田保全事業、原田地区圃場整備事業費などを計上いたしております。次に、146ページをお願いいたします。6款2項林業費の2目林業振興費の減額でございます。これは、本宮山林道改良事業費の減によるものでございます。

次のページをお開き願います。6款3項1目の水産業総務費の減額でございます。これは職員数の減によるものでございます。次のページをお開き願います。2目水産業振興費の増でございますが、離島漁業再生支援交付金の増によるものでございます。次に、154ページをお開き願います。漁港管理費5,629万1,000円の減でございますが、芦辺港ターミナルビル建設事業の終了によるものでございます。次の、4目の漁港漁場整備費の増額でございますが、補助事業で八幡浦漁港、湯ノ本漁港、諸津漁港、石田地区漁礁設置事業について計上いたしております、事業費の増によるものでございます。次のページをお開き願います。5目の漁業集落環境整備費の増額につきましては、下水道事業費の繰り出し金の増によるものでございます。

次のページをお開き願います。商工総務費でございますが、1,935万2,000円の減額は、職員数の減によるものでございます。次のページをお開き願います。4目の観光費の増額でございますが、21世紀まちづくり推進総合支援事業、スポーツ合宿のまちづくり、観光地魅力アップ事業でございます。それから、街並み環境整備事業、これは、勝本の美しいまちづくり事業費の増によるものでございます。

次に、164ページをお願いいたします。8款1項土木管理費の土木総務費の減額でございます。これは職員人件費の減によるものでございます。次に、168ページをお開き願います。3目の道路橋梁新設改良費の減額でございます。本年は、補助事業で寺源田線改良事業ほか2路線、起債事業で有安本線ほか10路線、新規の交付金事業といたしまして勝本貝田・岩熊線の石田の俵田線を計上いたしております。次に、172ページをお開き願います。河川費の河川総務費では、補助事業で町谷川整備事業費を、単独事業で馬立海岸埋立地整備事業費を計上いたしております。また、遊具設置工事費は、男女岳ダム公園遊具などの設置費を計上いたしております。次の急傾斜地崩壊対策費につきましては、志自岐2地区ほか2地区分を計上いたしております。

次のページをお開き願います。港湾費の港湾管理費の増額でございますが、印通寺港ターミナルビルの建設事業費、それから、ボーディングブリッジの建設事業費を計上いたしております。次のページをお開き願います。都市計画費の2目の街路事業費の増額でございます。これは、358新郷ノ浦港線街路事業負担金の増によるものでございます。次のページをお開き願います。4目の土地区画整理費の減額でございます。これは、継続のまちづくり交付金事業の減によるものでございます。本年度は、大谷公園ほか3路線を計上いたしております。また、新規のまちづくり交付金事業といたしまして、市道鶴亀中央線改良事業、幡鉾川遊歩道整備事業費を計上いたしております。次のページをお開き願います。下水道費の減額でございますが、これは下水道事

業の事業費の減によるものでございます。次のページをお開き願います。住宅建設費の増でございます。これは、住宅改修事業費の増によるもので、本年度は、永田団地1棟外壁改修事業ほか4事業分を計上いたしております。

次のページをお開き願います。常備消防費の増額でございます。ここでは、時間外勤務手当を目的別に計上をいたしたために増額となっております。次のページをお開き願います。2目の非常備消防費の増額でございます。これは消防操法大会経費の増によるものでございます。次のページをお開き願います。消防施設費の減額でございますが、これは、水出し操法訓練場整備事業の終了によるものでございますが、本年度は防火水槽の建設を4基分、小型動力ポンプ4台購入費を計上いたしております。次のページをお開き願います。5目の災害対策費でございます。本年5月に開催されます県総合防災訓練費負担金を225万円、ここでは計上いたしております。

次のページをお開き願います。2目の事務局費の減額でございますが、これは職員数の減によるものでございます。次のページをお開き願います。教育指導費の増額でございますが、これは離島留学生の増によるものでございます。次のページをお開き願います。2項小学校費の1目の学校管理費の増でございます。これは、学校用務給食会補助金の退職慰労金支給のため、増となっております。次に、200ページをお開き願います。10款3項中学校費の1目学校管理費の増でございます。これは、教科書改訂によります教師用の教科書、指導書購入の増によるものでございます。次に、204ページをお開き願います。幼稚園費の増額でございます。預かり保育の全園実施に伴います賃金、備品購入費などの増によるものでございます。

次に、少し飛びまして、216ページをお願いいたします。6目の文化財保護費の増額でございますが、一支国博物館整備事業費の増によるものでございます。次に、222ページをお願いいたします。保健体育総務費の増額につきましては、石田のスポーツセンター建設事業の増によるものでございます。次のページをお開き願います。7項学校給食費の1目学校給食費の増でございますが、給食用備品購入費及び学校用務給食会補助金の退職慰労金支給のため、増となっております。

次に、230ページをお開き願います。12款1項公債費で、本年度、元利で35億133万4,000円で、1,188万5,000円の増となっております。これは元金償還分の増によるものでございます。次の、普通財産取得費でございます。これは、市民病院用地購入費の償還分でございます。公営企業費の増でございます。これは、原油高騰によります燃料費の増、それから、フェリー三島の公債費の元金償還開始による繰り出し金の増でございます。予備費につきましては、前年比100万円減ということで、900万円を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。給与費明細書の比較の欄のその他職員数の減でございますが、これは、選挙、それから国勢調査、調査員等の減によるものでございます。次のページをお開き

願います。一般職、(1)の総括で、職員数12名の減は、その右の235ページの方になりますが、退職が12名、それから採用4名、それから会計間異動がマイナスの4名によるものでございまして、人件費総額で、前年比の1億1,470万8,000円のマイナスとなっております。

次に、248ページをお願いいたします。地方債に関する調書でございます。合計欄の右端が本年度末の現在高の見込みでございまして、274億3,700万円でございます。一番左端が平成16年度でございまして、これと比較をいたしますと、約3億6,000万円の増となっている状況でございます。以上で説明が終わりますが、詳細につきましては、お手元に予算概要案を配付をいたしておりますので、そちらを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

〔財政課長(久田 賢一君) 降壇〕

○議長(深見 忠生君) 暫時休憩をいたします。再開を15時10分といたします。

午後3時00分休憩

午後3時10分再開

○議長(深見 忠生君) 再開します。

山本市民生活部長。

〔市民生活部長(山本 善勝君) 登壇〕

○市民生活部長(山本 善勝君) 議案第60号について御説明申し上げます。

平成18年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の予算は、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億9,243万2,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,542万3,000円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条、一時借入金2億円と定める。第3条、歳出予算の流用について定めております。

まず、概要について申し上げます。国民健康保険の加入状況は、1月末現在で、世帯数7,570世帯、被保険者数1万7,049人で、壱岐の人口に対する国保加入率は52.1%となっており、年々、徐々にではありますが、世帯、被保険者数ともにふえてきております。

保険税につきましては、平成17年度の税率と同様として、据え置くことで予算を計上しております。ただし、賦課限度額の医療分は53万円、介護分は、現行8万円から上限を9万円に引き上げられる見込みであります。

医療費については、18年4月から薬価を含む診療報酬全体を約3.2%引き下げされる予定であります。高齢者患者負担の見直しとして、70歳以上の患者負担が、現役並みの所得者につ

いては、平成18年10月から、2割負担が3割負担となる予定であります。乳幼児に対する自己負担軽減措置2割負担については、対象年齢を3歳未満から義務教育就学前まで拡大される予定であります。

現金給付の見直しとして、平成18年10月から、出産育児一時金が30万円から35万円に引き上げられる予定であります。

それでは、予算の内容について御説明を申し上げます。12ページをお開き願います。歳入1款国民健康保険税10億9,486万3,000円を計上いたしております。保険税の税率につきましては、冒頭申し上げましたとおり、据え置く予定であります。なお、予算の計上については、所得が現在も把握することができませんので、17年度の最新の調定額を参考にして計上をいたしておるところでございます。中でも、退職被保険者等の健康保険税につきましては、1,263万4,000円の増となっておりますが、これは、退職被保険者の増等によるものでございます。3款国庫支出金療養給付費負担金、前年度、2,291万8,000円の増となっておりますが、これは、療養給付費の増等によるものでございます。高額医療費共同事業負担金は、高額医療費拠出金の4分の1を、ここで計上いたしております。

14ページをお開き願います。3款国庫支出金2項国庫補助金財政、調整交付金は、1,312万5,000円の増で計上いたしております。これは、財政力の不均衡を調整するために交付されるものでございまして、平成16年度実績によって見込んでおります。4款県支出金、372万円の増であります。歳出共同事業拠出金に対する県の負担金として、4分の1が交付されるものでございます。2項の県補助金財政調整交付金、4,310万1,000円増で計上いたしておりますが、主な増としては、国庫負担金の引き下げ分を調整交付金で補てんすることとなったために増となっております。5款療養給付費交付金5,539万2,000円の増でございまして、これは、退職者医療費の増によるものでございます。

16ページをお開き願います。6款共同事業交付金、1,000万円の増で計上いたしております。これは、70万円以上の高額医療に対して交付される交付金でございます。8款繰入金、一般会計からの繰入金は3億1,589万1,000円、前年に対して821万7,000円の減で計上いたしております。

18ページをお開き願います。9款繰越金5,409万8,000を計上いたしております。

22ページをお開き願います。歳出について御説明を申し上げます。1款総務費につきましては、1,423万円を計上をいたしております。24ページをお開き願います。1款総務費3項運営協議会費でございますが、運営委員さん12名おられますが、ことし5月1日から、また新しい委員になれるかと思っておりますけれども、改選の年でございます。

26ページをお開き願います。2款保険給付費23億1,679万2,000円、1億

6,817万7,000円の増であります。これは、高額患者の増、リストラ等による被保険者の増、高齢受給者の増等による医療費の増でございます。2款保険給付費高額療養費2億7,159万6,000円、対前年に対して399万6,000円の増で計上いたしております。これは、高額な診療を受けたとき、一時負担金について支払っていただき、後で、一定の額以上については払い戻しを受ける制度でございます。

28ページをお開き願います。2款の保険給付費出産育児一時金、一応、予算では30万円の95人分を見込んでおります。5項の葬祭諸費、2万円の280人分を計上しております。3款老人保健拠出金7億4,296万8,000円、2,363万2,000円の減で計上いたしております。これは、老人保健拠出金は、全国の老人の総医療費を各保険者の老人の数で振り分けて拠出金を算出されるものでございます。

30ページをお開き願います。介護納付金2億5,747万2,000円を計上しておりますが、これは、厚生労働省から定められた金額に被保険者の数を掛けまして、それから、納付率等を計算して算出するものでございます。5款共同事業拠出金9,089万1,000円、1,488万3,000円の増で計上しておりますが、これは、年々、高額医療はふえてきております。6款保健事業費であります。809万5,000円を計上しております。備品購入費として81万円計上しておりますが、これは自動血圧計3台分でございます。

32ページ、9款諸支出金1項1目一般被保険者保険税還付金と退職者被保険者の保険税還付金がありますが、これは、社保加入とか、生保が決定したとかいう場合の遡及適用、それから、過年度分が所得修正等があった場合、過誤納として還付するものでございます。

36ページをお開き願います。給与費明細書でございますが、特別職12名となっておりますが、国保運営協議会の委員12名でございます。

37ページから、これは、直営診療所の施設勘定分でございます。

42ページをお開き願います。歳入1款診療収入の1億5,108万6,000円、対前年度に對しまして284万円の減でございますが、診療報酬の引き下げによるものでございます。

44ページをお開き願います。5款繰越金1,029万円、対前年度比549万5,000円の増で計上いたしております。

46ページをお開き願います。施設管理費として8,360万5,000円を計上いたしておりますが、人件費の看護師2人分と、それから、13委託料で診療所医療業務委託料というのがあります。4,392万3,000円、これは、医師1名、事務職員4人、看護師2人の委託に対するものでございます。

48ページをお開き願います。18備品購入費、370万円計上いたしておりますが、これは、エアコン1台、それから全自動血球計数器1台、多機能心電計及び除細動器でございます。2款

の医療費7,721万9,000円を計上いたしておりますが、これは、右の11需用費医薬材料費6,840万円が主なものでございます。

50ページをお開き願います。4款公債費406万4,000円計上をいたしております。

52ページをお開き願います。給与費明細書、職員数2名になっておりますが、これは看護師2人分でございます。

56ページをお開き願います。地方債の調書でございます。当該年度末現在高見込み額は941万7,000円となっております。

続きまして、議案第61号について御説明を申し上げます。平成18年度壱岐市老人保健特別会計の予算は、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億6,245万1,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条、予算の流用をうたっております。

説明に入る前に概要を申し上げます。老人医療受給者の対象年齢が、老人医療制度、法改正により、平成14年10月1日から、70歳から段階的に75歳に引き上げられたために、受給者は、平成18年1月末、5,689人で、微減傾向にありますが、入院費用額の占める割合は54.6%、依然と高い状況が続いています。高医療の原因につきましては、ひとり暮らし世帯や高齢化の進展における在宅介護力の低下で、一たん病気にかかるとう入院を余儀なくされる状況や、福岡市を中心とする高度医療圏域内にあることも起因するものと考えられます。医療費については、平成18年度診療報酬改定により、全体で約3.2%の引き下げられる予定となっております。医療費の交付金については、4%引き下げられるために、市の負担が増となります。

それでは、予算の中身について御説明を申し上げます。8ページをお開き願います。歳入1款支払い基金交付金、本年度予算額22億2,748万6,000円、対前年度2億569万5,000円の減であります。これは、冒頭申し上げましたとおり、交付金が4%引き下げられることによる減でございます。2款国庫支出金12億8,101万1,000円、8,530万6,000円の増を計上いたしておりますが、これは、交付金の減により、逆に国庫負担金が増となるものでございます。3款の県支出金の3億2,025万3,000円を計上しております。2,132万6,000円の増であります。これも、交付金の引き下げによる県の負担が上がるものでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。4款繰入金一般会計繰入金は3億3,152万7,000円、対前年度2,074万4,000円の増で計上いたしておりますが、これは、先ほど申し上げましたように、これは、交付金の引き下げによる市の負担が増となるものでございます。

12ページをお開き願います。歳出1款総務費でございます。1,276万8,000円を計上

して、対前年度56万1,000円であります。2款の医療諸費41億4,918万1,000円、対前年度7,773万4,000円の減を計上しておりますが、これは、70歳から75歳へ段階的に引き上げられるということで、受給者数の減に伴うものでございます。

14ページ、予備費を50万円を計上をいたしているところでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第62号平成18年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億7,608万5,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,996万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条は、一時借入金2億円と定める。第3条は、歳出予算の流用をうたっております。

予算説明に入る前に、概要について御説明を申し上げます。平成12年4月にスタートした介護保険制度は、昨年大幅な制度改正が行われました。今回の改正では、介護保険本来の自立支援、在宅重視利用者本位の考えをもとに、将来予測される高齢化人口と受給者の増加に伴う介護給付費の抑制はもとより、特に、新介護認定で要支援1、2といった軽度者に対するサービスの内容や提供方法については新予防給付を、介護保険の対象外と判定された高齢者については地域支援事業を創設し、より自立支援に期するものとなるよう、運動機能の向上など、予防重視型システムへの転換を目指した内容となり、介護保険制度が将来にわたり国民の老後を支え続けることができるよう、制度の持続可能性の確保と明るく活力ある超高齢化社会の構築を図るために大幅な改正となっております。

そこで、65歳以上を中心とした地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健、医療、福祉の向上と増進のために、必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として、地域包括支援センターの設置が義務化され、今回、このセンターは、壱岐市に1カ所設置し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種が中心となって、市の直営でセンターの事業運営に当たってまいります。

次に、地域包括支援センターの主な業務は、1、総合相談支援権利擁護、2、包括的、継続的ケアマネジメント支援、3、介護予防マネジメントとなっております。市内では、官民共同での総合的な取り組みを目指していく方向で、予防業務を進めていく考えを持っております。

なお、この地域包括支援センターの運営に当たっては、壱岐市支援センター運営協議会を設置し、運営のあり方などのチェックをすることとなります。既に設置準備委員会を立ち上げて、さまざまな検討をいただいているところでございます。

平成18年度から20年度の第3期の第1号被保険者、65歳以上の介護保険料についてであります。基準額を徴収月額に換算いたしますと、3,758円となります。これは、第2期の

月額3,300円より13.9%アップした金額であります。次に、会計面では、介護保険事業特別会計に、新たに介護事業特別勘定を設けました。このサービス事業勘定は、介護予防事業について会計処理を行う内容のものでございます。

少し長くなりましたけれども、内容に入らせていただきます。

10ページをお開き願います。歳入1款介護保険料3億6,901万8,000円、これは、先ほど申し上げましたように、13.9%のアップを予定をいたしております。3款国庫支出金介護給付費負担金は、4億7,601万2,000円を計上いたしております。3款国庫支出金2億1,213万7,000円を計上しております。これは、3,278万1,000円の増であります。75歳以上の後期高齢者の割合が高いと、これがふえることとなります。4款支払い基金交付金7億4,144万2,000円。979万円の減で計上しておりますが、これは、交付割合が32%から31%に引き下げられたことによるものでございます。

12ページをお開き願います。5款県支出金3億301万8,000円を計上して、956万8,000円の増であります。これは、2目、3目が新しい事業として補助されるものでございます。7款繰入金一般会計繰入金は、3億6,184万円。1,475万円の増であります。これは、新規事業に対する市の持ち出しでございます。7款繰入金基金繰入金1,205万2,000円。897万2,000円の減で計上をいたしております。

16ページをお開き願います。歳出1款総務費でございますが、571万6,000円、432万5,000円の増であります。これは、13委託料の中で、介護事務処理システム運用支援業務委託料ということで、450万5,000円を計上いたしております。これは、昨年までは、情報管理課の方で計上した関係で、この分がふえてきております。1款の2項の賦課徴収費606万7,000円、対前年比1,206万4,000円の減であります。これは、平成17年度につきまして、介護保険制度の抜本改正の電算システム改修費委託料を計上したため、これが減となっております。

18ページをお開き願います。認定調査費の1,909万3,000円。458万6,000円の減であります。これは、平成17年度の介護認定支援システムの改修業務の委託料を、879万9,000円を計上した関係で、これが減——今年しないということで、減によるものでございます。

20ページをお開き願います。介護——2款介護給付費23億5,184万4,000円。2,285万円の増となっております。これは、去年11月に開設されました「光の苑」の新設分が主なものでございます。2款の3項高額介護サービス費2,400万円。961万2,000円の増であります。これはもう、高額介護サービス者の増でございます。3款につきましては、今回新しく制度としてスタートしております地域支援事業費でございます。

1,168万9,000円を計上いたしております。

22ページをお開き願います。3款2項、これも新しい事業でございます。包括的支援事業、任意事業費3,920万1,000円を計上いたしております。

24ページをお開き願います。右上の備品購入費でございますが、これはパソコン1台でございます。

28ページをお開き願います。給与費明細書、特別職31人となっておりますが、これは、介護認定審査会委員14名、事業計画策定委員15名、後見人2人の、31名でございます。

33ページをお開き願います。33ページからは介護サービス事業勘定でございます。介護予防事業について、会計処理を別に行うというものでございます。

38ページをお開き願います。歳入1款サービス収入2,062万5,000円、これは、新しい事業で、収入として入ってくるものでございます。一般会計繰入金934万1,000円を計上いたしております。これは、歳出に係る財源不足分でございます。

40ページをお開き願います。歳出1款1項総務費1,542万9,000円を計上しております。これは、保健師1名、事務職員1名分を計上をいたしております。2款事業費居宅支援事業費1,443万8,000円、これは、賃金、委託料、介護支援専門員の派遣負担金等を計上をいたしているところでございます。

42ページをお開き願います。給与費明細書、一般職2名でございますが、これは、保健師と事務職員2名でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 立石建設部長。

〔建設部長（立石 勝治君） 登壇〕

○建設部長（立石 勝治君） 議案第63号の御説明を申し上げます。

18年度壱岐市簡易水道事業特別会計でございますが、歳入歳出予算第1条の、歳入歳出の総額を11億5,400万円と定める。歳入歳出事項の款項区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。次に、第2条で地方債を上げておりますけれども、4ページにお示しをいたしております。一時借入金につきましては、一応、3億円を最高限度として定めております。

4ページをお開きをいただきたいと思いますが、第2表の地方債、これを、限度額を1億630万円といたしております。利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

次に、8ページ、9ページをお開きをいただきたいと思いますが、使用料、手数料につきましては、現年度分で4億3,610万円、滞納分で528万円を計上をいたしております。次に、

国庫支出金の衛生費国庫補助金の2億1,250万円でございますけれども、これは、補助基本額の2分の1が国庫補助の対象になりますので、沼津柳田地区につきましては8,750万円、八幡諸吉については5,000万円、勝本浦については7,500万円、合わせまして2億1,250万円となります。それから、その下の総務費補助金1,000万円を上げておりますけれども、これは、新市町村合併特別交付金で、各地区の管路管理のシステムをやるようにいたしております。既に、芦辺町と石田は終わっておりますので、勝本と郷ノ浦町を今年やりたいというふうに思っております。それから、その下の250万円でございますが、これは、八幡諸吉地区の水源開発の事業費1,000万円の4分の1の補助でございます。

次に、10ページと11ページでございますが、これは、起債の償還等が主になりますけれども、一般会計から3億4,932万7,000円繰り入れをいたしております。次に、雑入2,819万2,000円でございますが、これは、主に道路改良に伴います工事補償金でございます。次に、簡易水道事業債1億630万円、これにつきましては、補助金の残になるわけでございますが、沼津柳田が4,380万円、八幡諸吉が2,500万円、勝本浦が3,750万円、合わせまして1億630万円になります。

次に、12ページ、13ページでございますが、主に維持管理の経費を計上いたしておりますけれども、13の委託料の1,985万3,000円のうちに、1,406万2,000円、水質検査委託料を計上いたしておりますが、これは、水道法に定められております法定検査の経費を、委託料を計上いたしております。

それから、14ページ、15ページ、委託料の5,758万5,000円、そのうちの1,000万円を除きます分については、維持管理の経費を計上いたしております。先ほど申しました1,000万円につきましては、管理システム、いわゆる勝本、郷ノ浦地区の管理システムを整備をするということにいたしております。15の工事請負費4,672万9,000円につきましては、量水器が410万円、水道管布設工事、これは、道路改良等に伴います布設でございますが、710万4,000円、そして水道管布設がえの補償費、これが2,819万円、そして簡易水道改修工事請負費、これが733万5,000円、合わせまして4,672万9,000円を計上いたしております。

次に、16ページ、17ページでございますが、13の委託料、これにつきましては、工事に伴います測量設計委託料でございます。1,120万1,000円を計上いたしております。次に、15の工事請負費4億3,526万2,000円の内訳でございますが、勝本浦につきましては1億3,330万7,000円、沼津柳田地区につきましては1億7,472万円、八幡諸吉地区につきましては1億723万5,000円、合わせまして4億3,526万2,000円になります。それから、公債費でございますが、これは、元利償還金を計上いたしておりますし、その調

書につきましては、24ページに添付をいたしておりますので、後ほどお目通りをいただきたいと思っております。

次に、議案第64号平成18年度壱岐市下水道事業特別会計の説明を申し上げます。歳入歳出予算第1条につきましては、8億6,037万円と定めております。また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によることにいたしております。次に、債務負担行為でございますが、これにつきましては4ページに記載をいたしております。次に、地方債につきましては5ページに記載をいたしております。添付をいたしております。それから、一時借入金につきましては、最高限度額を3億円というふうに定めております。次に、第5条の歳出予算の流用でございますが、これは制限を設けております。人件費が主なものになるかと思っております。

それから、4ページの第2表債務負担行為、これは、利子補給の分を債務負担、主に上げております。それから、5ページが地方債、限度額が1億6,620万円、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

それから、10ページ、11ページ、一番上の下水道建設費負担金、これは、下水道受益者負担金でございますけれども、先ほど御提案を申し上げました条例改正との関連がございます。そういうことで、一括納入を大体20名、分割納入をされる方を10名、合わせて30名の方の350万円を計上をいたしております。

次に、下水道使用料でございますが、1,981万2,000円を計上いたしておりますが、公共下水道については302戸、それから、漁集については101戸でございます。滞納の分については88万7,000円でございますが、これはいろいろ税関係でトラブっております、一、二名の方の分でございます。

それから、次の都市計画費補助金、1億円上げておりますけれども、これは総事業の2分の1の国庫補助金でございます。次に、漁業集落排水整備の2億7,414万円を計上いたしておりますが、これは、補助基本額の2分の1を、補助金で2億2,845万円上げておりますが、交付金は、その補助基本額の10分の1を計上いたしております。

次に、13ページでございますが、一般会計からの繰入金を2億8,907万7,000円お願いをいたしております。次に、下の雑入でございますが、668万7,000円、これは、消費税の分で公共下水道の分が450万円、漁集の方が218万5,000円、計上いたしております。

次に、14ページ、15ページ、1億6,620万円の下水道事業債を計上いたしております。これは、御承知のように、補助基本額の残の9掛けから95%になるわけでございますが、公共下水道関係が5,930万円、漁業集落環境整備が1億690万円、計上いたしております。

それから、支出に入りますけれども、16ページ、17ページについては経常的経費を上げております。

それから、19ページの15の工事請負費2億1,767万5,000円を計上いたしておりますけれども、その中で下水道建設工事の起債の分が2,917万5,000円、補助分が1億8,650万円、それから単独分が200万円、合わせまして2億1,767万5,000円となります。

それから、20ページ、21ページでございますが、22の補償補てん及び賠償金400万円、これにつきましては、元居から先町今西酒店の裏通りになります、延長で約430メートルになりますが、水道管の布設がえの補償費400万円を計上いたしております。

次に、21ページでございますが、19の負担金23万3,000円、これは、水洗便所改造資金利子補給を計上いたしております。これにつきましては、その金利の助成につきましては、長期プライムレート、いわゆる、大体2%程度を基準にいたしております。

それから、22ページ、23ページにつきましては、13の委託料489万7,000円、これは施設管理委託料でございますが、これは4業者に委託をいたしております。また、その下の施設周辺環境管理委託料26万円でございますが、これは、山崎、そして恵美寿の終末処理場、これは、老人クラブ、あるいは民間に委託をいたしております。

それから、24ページ、25ページをお開きをいただきたいと思いますが、13の委託料、設計監理を1,995万7,000円計上いたしておりますが、これは、配水管の布設、そして終末処理場の設計監理委託料を計上いたしております。15の工事請負費の4億3,206万7,000円、これにつきましては、終末処理場の土工工事を含めまして、そのうちの2億5,580万円が終末処理場の工事費になります。そういたしますと、18年度で、管理棟を除きましてすべて完成をするということになります。残りの分につきましては、排水管路の布設の工事請負費でございます。

次に、その下の公債費の償還金利子及び割引料の元金利子がございまして、これにつきましては、34ページに調書を添付いたしておりますので、後ほど見ていただきたいというふうに思います。

以上です。

〔建設部長（立石 勝治君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山本市民生活部長。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 登壇〕

○市民生活部長（山本 善勝君） 議案第65号について御説明申し上げます。

平成18年度沓岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は、第1条、歳入歳出予算の総

額は、歳入歳出それぞれ4億5,280万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条、一時借入金、最高額は3,000万円と定めております。第3条、歳出予算の流用を定めております。

予算説明に入る前に概要を申し上げます。平成12年の介護保険制度の施行により、介護保健施設として事業者の指定を受けて、老人介護福祉施設入所定員100名、短期入所——ショートステイであります。定員6名、通所デイサービス定員25名で、各事業を運営しております。介護保険法の改正による平成17年10月1日より、施設給付の見直しがなされ、個人の居住費、食費が負担増となり、給付費収入が減となります。また、ことしの4月から、1人当たりの介護サービス費の介護別単位がさらに引き下げられる予定となっており、報酬減額が避けられない状況にあります。

それでは、中身について御説明を申し上げます。8ページをお開き願います。歳入1款介護サービス収入介護サービス費3億2,098万3,000円、対前年度5,137万2,000円の減であります。これは、冒頭に申し上げましたように、食費及び居住費が利用者負担となった関係で、減でございます。その下の、2、利用者負担金収入5,270万7,000円を計上しております。1,257万1,000円の増でございますが、これは、食費、居住費の本人負担分の増によるものでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。4款繰入金基金繰入金の672万6,000円を計上いたしておりますが、これは、人件費の増等による財源不足分を基金から繰り入れるものでございます。5款繰越金6,893万9,000円、5,200万7,000円の増で計上いたしております。これは、今までの実績を見込んで計上いたしております。

12ページ、13ページをお開き願います。歳出1款介護サービス事業費1目事務費3億1,940万3,000円。2,867万4,000円の増であります。これは、人事異動による給料のアップによるものと、平成17年度は、退職者の分を、2人分を計上してなかったために、2人増の人件費でございます。

14ページをお開き願います。介護費7,419万円、対前年度1,658万7,000円の減で計上いたしておりますが、この減の主なもの、11需用費の削減によるもの、669万3,000円、18備品購入費の減によるもの、851万1,000円でございます。一番右下の備品購入費168万9,000円を計上しておりますが、これは、エアマット3台、吸引器4台、吸入器3台、車いす10台、リクライニング車いす2台等でございます。

16ページをお開き願います。1款介護サービス事業費2項短期入所介護サービス事業費でございます。これは、ショートステイの事業、定員6名分の事業でございます。506万4,000円を計上いたしております。右の備品購入費でございますが、12万1,000円計上いたしてお

りますが、これは、重症者に対応するためのリクライニング車いす1台分でございます。3項通所介護サービス事業費、これは通所デイサービス、定員25名の事業を行っている分でございます。3,949万7,000円。636万8,000円の増で計上いたしておりますが、人事異動による給料の差でございます。

18ページをお開き願います。備品購入費でございますが、カラオケセット1台、輪投げセット一式でございます。

1款介護サービス事業費4項の居宅介護サービス事業費でございます。653万2,000円。384万1,000円の減でございますが、これは人件費でございますが、人事異動によるものでございます。

20ページをお開き願います。3款公債費でございますが、619万円、前年度と同額を計上いたしております。

24ページ、25ページをお開き願います。給与費明細書でございます。特別職4人でございますが、これは、入所検討委員4名分でございます。右の一般職職員数31名、前年度29名、比較増で2名増となっておりますが、平成17年度は、当初予算で退職分を、当初予算に未計上であったために増というような形でここにあらわれてきております。

29ページをお開き願います。地方債の当該年度末現在高見込み額は1,768万3,000円となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） ここで暫時休憩します。再開を16時15分。

午後4時03分休憩

午後4時15分再開

○議長（深見 忠生君） 再開します。

喜多産業経済部長。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 登壇〕

○産業経済部長（喜多 丈美君） どうも長時間お疲れです。要点だけ申し上げたいと思います。

議案第66号平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、総予算を1億2,015万円と定めたいと思っております。借入金につきましては5,000万円を予定をいたしております。

8、9ページをお開きをいただきたいと思ひます。まず、歳入でございますが、船舶使用料を2,750万円。50万円の減につきましては、75歳以上を無料化をしたことに伴います減でございます。あと、国庫補助金については、内示額を計上をいたしております。それから、航路

補助金につきましては、県の方が減っております。それから、財産運用収入については記載のとおりでございます。一般会計からの繰り入れを4,027万8,000円、予定をいたしております。

次に、10、11ページでございますが、存目程度に上げております。

12ページ、13ページでございますが、歳出につきましては、一般管理費で、職員報酬、あるいは職員の給料等を計上をいたしております。

14、15ページに、業務管理費といたしまして2,821万円を計上いたしております。239万3,000円増をいたしておりますのは、燃油が高騰したことに伴いますものを計上いたしております。

次に、2款の公債費でございますが、1,007万円計上をいたしております。それから、予備費につきましては、昨年同様50万円でございます。

16、17以降につきましては、人件費の内訳を書いております。

そして、21ページには、公債費の残高でございますが、9,693万4,000円になる予定でございます。

以上で終わります。

次に議案第67号平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、これにつきましては、本文に入ります前に、先ほどから説明をいたしておりますように、平成17年度中に打ち合わせをいたしまして、郷ノ浦町が設立をいたしておりました機械銀行に統合することに決定をいたしまして、統合した予算を組んでおります。その関係で予算の説明を申し上げます。

予算総額を9,950万円といたしたいと考えております。

8、9ページをお開きをいただきたいと思っております。使用料でございますが、8,102万6,000円、比較で3,966万4,000円が入っておりますが、他3町の部分を含めた関係でこれだけ増額をしたということでございまして、事業関係につきましては、郷ノ浦町の機械銀行でやっておりました、市が出します請負、その他の部分も含めておりますし、勝本事業所がやっておりました公園管理等の料金についてもここに含めております。そういうことで御了解をいただきたいというふうに思っております。一般会計から1,144万1,000円を繰り入れをするようにいたしておりますのは、石田町と芦辺町が一般会計に人件費を組んでおりましたから、その分の人件費をここで繰り入れるようにいたしております。それから、基金繰入金でございますが、692万3,000円につきましては、ロールペーパー、カッティングローラー、それからラッピングマシンを、基金を取り崩しまして、今年度購入をして、春の収穫に間に合うようにしたいということで、取り崩しをするようにいたしております。

次に、12、13ページでございますが、一般管理費にすべてを計上いたしております。職員

が、嘱託職員3名、運営協議会委員を12名ということで計上いたしております。なお、事務所については、一応、郷ノ浦町の機械銀行を利用させていただいて、作業の配分、その他については、運営協議会と相談をしながら配置をしていきたい。それで、倉庫、その他については、既存のものを当分の間使用いたしまして、どうしても必要となったときに、一箇所に集中をするというような計画をいたしております。

それから、最後のページの16ページに、人件費の給与費の明細書をつけておりますので、後でごらんをいただきたいというふうに思います。

次に、議案68号でございます。平成18年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業会計特別予算でございますが、総額を1,344万6,000円と定めております。

8、9ページをお開きをいただきたいとします。まず、使用料でございますが、これは、ターミナルビルと、それからボーディングブリッジの使用料でございますが、昨年よりも683万8,000円ほど増をいたしております。それから、一般会計からの繰入金については存目でございます。それから、雑入として、消費税の還付金を500万円見ております。それから、県支出金については廃目でございます。

ただ、今回、これを特別会計にいたしましたのは、ボーディングブリッジを繰り越したしておる関係と、消費税に還付を受けるために、特別会計を平成18年まで継続をさせていただくということでやっております。

それから、10、11ページの歳出でございますが、一般管理費と、それから施設整備費、あるいは公債費、こういったものを計上をいたしております。

12ページに、起債残高といたしまして1億9,860万円を借りておりますので、それを計上いたしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 牟田市民病院事務長。

〔市民病院事務長（牟田 数徳君） 登壇〕

○市民病院事務長（牟田 数徳君） 議案第69号平成18年度壱岐市病院事業会計予算について説明をいたします。第1条、平成18年度壱岐市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。壱岐市民病院事業といたしまして、病床数は200床でございます。一般病床120床、精神病床70床、感染症病床4床、結核病床6床でございます。年間患者数、延べ、入院患者数で5万2,925人、外来患者で10万450人を予定をいたしております。1日平均患者数、延べでございますが、入院患者145人、外来患者410人を予定をいたしております。主要な建設改良事業、固定資産購入費でございますが、医

療器械及び機械備品の購入費でございますが、5,895万3,000円を計上いたしております。

かたばる病院事業といたしまして、病床数でございますが、療養型病床で48床、年間患者数、延べ、入院患者1万6,790人、外来患者4,900人、1日平均患者数、延べ、入院患者46人、外来患者20人でございます。

次に、2ページをお開きを願います。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めております。

収入第1款壱岐市民病院事業収益20億9,270万2,000円。第1項医業収益18億667万1,000円、第2項医業外収益2億8,502万9,000円、第3項特別利益100万2,000円。

第2款かたばる病院事業収益4億1,069万2,000円。第1項医業収益3億1,863万2,000円、第2項医業外収益9,205万7,000円、第3項特別利益3,000円。

支出でございますが、第1款壱岐市民病院事業費用25億7,899万3,000円。第1項医業費用24億5,737万円、第2項医業外費用1億162万1,000円、第3項特別損失1,000万2,000円、第4項予備費1,000万円。

第2款かたばる病院事業費用4億1,069万2,000円。第1項医業費用4億792万9,000円、第2項医業外費用113万5,000円、第3項特別損失62万8,000円、第4項予備費100万円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めております。壱岐市民病院において、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,761万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんする。

収入でございます。第1款壱岐市民病院資本的収入1億2,284万円。第1項固定資産売却代金1,000円、第2項出資金6,913万9,000円、第3項企業債5,370万円。

次のページをお願いします。第2款かたばる病院資本的収入1,000円。第1項固定資産売却代金1,000円。支出第1款壱岐市民病院資本的支出1億9,045万4,000円。第1項建設改良費6,029万9,000円、第2項企業債償還金1億3,015万5,000円。第2款かたばる病院資本的支出1,000円。第1項建設改良費1,000円。

第5条、企業債でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めております。壱岐市民病院機械備品整備事業費でございますが、限度額が5,370万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金の限度額は、次のとおりと定めております。壱岐市民病院事業2億円。かたばる病院事業1億円。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。壱岐市民病院事業収益的収支の項間の流用、資本的収支の項間の流用。

4ページをお開き願います。かたばる病院事業についても同様でございます。議会の議決を経なければ流用することができない経費、第8条、次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

壱岐市民病院事業職員給与費15億558万3,000円、公債費200万円。かたばる病院事業職員給与費2億7,902万円、公債費40万円。

第9条、棚卸し資産の購入限度額は、次のとおりと定めております。壱岐市民病院事業4億2,106万2,000円。かたばる病院事業4,214万5,000円。

次に、6ページをお開きをお願いいたします。平成18年度壱岐市、壱岐市民病院事業会計予算実施計画書、収益的収入、支出を御説明をいたします。

まず、収入でございますが、壱岐市民病院事業収益の本年度予算額が20億9,270万2,000円、前年度と比較をいたしまして、6億525万8,000円の減となっております。内訳をいたしまして、1項医療収益で18億667万1,000円、前年度と比較をいたしまして、5億7,687万5,000円の減となっております。2項医業外収益で2億8,502万9,000円、前年度と比較をいたしまして、2,838万3,000円の減。3項特別利益で102万円、前年度と同額となっております。本年度は、医業収益中、入院収益で、1日平均患者数を145人予定をいたしております。前年度と比べまして、2億4,507万5,000円の減となっております。外来収益で、1日平均患者数を410人予定をいたしております。前年度と比べまして、3億1,385万3,000円の減となっております。医業外収益では、負担金、交付金が、前年に比べまして、2,838万3,000円の減となっております。これは、一般会計負担金のうち救急医療運営費が、制度改正によりまして、一般会計からの支出となる減となっております。これが主なものとなっております。

次に、支出でございますが、壱岐市民病院事業費用の本年度予算額が25億7,899万3,000円、前年度と比較をいたしまして、5億8,037万6,000円の減となっております。内訳をいたしまして、1項医療費用24億5,737万円、前年度と比較をいたしまして、1億9,068万8,000円の減となっております。

次に、8ページをお開きを願います。2項の医業外費用1億162万1,000円、前年度と比較をいたしまして、1,994万6,000円の減。3項の特別損失で1,000万2,000円、前年度と比較をいたしまして、3億6,974万2,000円の減。4項の予備費で1,000万円、前年度と同額となっております。

恐れ入りますが、7ページにお戻りを願います。医療費用中、1目給与費で、前年度と比較をいたしまして、1,223万5,000円の増となっておりますが、賃金とか報酬の増加があつて

おります。次は、2目材料費で2億3,473万7,000円の減となっておりますが、4月から院外処方せんの発行に伴います外来分投薬薬品の購入費の減が主なものでございます。次に、経費で2億7,043万8,000円の増となっておりますが、修繕費で、レントゲン室に設置をいたしております全身用コンピューター断層撮影装置、CTのエックス線発生元の装置が著しく劣化をいたしております、取りかえ費用といたしまして1,400万円程度、また、委託料で、磁気共鳴診断装置、MRIの保守が今年度より発生をすることによりまして、787万5,000円の増額となっておりますが、主なものでございます。

次に、9ページになりますが、医業外費用の5目雑支出、本年度は計上はいたしておりません。減の1,989万5,000円となっておりますが、収入のところでは御説明をいたしておりましたように、病院群輪番制救急医療運営費の分につきまして、一般会計から支出されることによる減でございます。次に、特別損失中、臨時損失が3億6,974万2,000円の減額となっておりますが、旧公立病院分の固定資産除却費の分が減となっております。18年度の収支予算は、約4億8,600万円の赤字予算でございますが、減価償却費等の現金の支出を必要としない費用が2億8,700万円程度でございますので、18年度の実質営業赤字額は1億9,800万円程度と予測をいたしております。

次のページをお開きを願います。資本的収入及び支出について御説明をいたします。

壱岐市民病院資本的収入、本年度予算額1億2,284万円、前年度と比較をいたしまして、2,295万2,000円の増となっております。2項出資金中、一般会計出資金が1,725万2,000円の増額となっておりますが、これは企業債の償還分でございます。企業債は、前年度より570万円の増となっておりますが、医療器械等の購入に充当するための分の企業債でございます。支出につきましては省略をさせていただきます。

次のページを御説明をいたします。資金計画書でございます。壱岐市壱岐市民病院事業会計資金計画書でございます。区分といたしまして、受入資金、支払い基金、差し引き額、前年度の決算見込み額が3億704万4,000円は、20ページの予定貸借対照表の現金預金の額と一致するところでございます。当年度予定額の受入資金28億2,984万円、支払い基金28億63万8,000円、差し引き、2,920万2,000円は、16ページの予定貸借対照表の現金預金と一致するところでございます。次のページの給与費明細書等については省略をさせていただきます。

次に、16ページをお開きを願います。16ページ。17ページが18年度の壱岐市民病院の予定貸借対照表でございます。

次のページをお開きを願います。18、19ページでございますが、平成17年度壱岐市壱岐市民病院事業会計予定損益計算書でございます。19ページの下から3行目の当年度純損失でござ

ございますが、17年度は、8億3,700万円程度の純損失が発生する見通しでございます。前年度未処理欠損金を加えますと、当年度未処理欠損金の額は10億6,128万8,327円程度と、見込みとなっております。先ほど申し上げましたように、当年度純損失8億3,748万3,305円の中には、現金の支出を伴わない減価償却、旧病院関係の固定資産除却費等が6億3,249万4,671円となっております。17年度の実質営業赤字は、その分を差し引きました、2億498万8,634円程度見込まれるのではなかろうかと思っております。

次に、20ページをお開きを願います。20ページ、21ページにつきましては、17年度の老岐市民病院の予定貸借対照表でございます。

次のページをお開きを願います。続きまして、平成18年度老岐市かたばる病院事業会計予算実施計画書、収益的収入及び支出を御説明をいたします。

まず、収入でございますが、かたばる病院事業収益の本年度予算額が4億1,069万2,000円、前年度と比較をいたしまして、4,013万2,000円の減となっております。内訳といたしまして、1項医療収益で3億1,863万2,000円、前年度と比較をいたしまして、1,389万4,000円の減。2項医業外収益で9,205万7,000円、前年度と比較をいたしまして、2,623万8,000円の減となっております。3項特別利益で3,000円、前年度と同額となっております。本年度医業収益中、入院収益で、1日平均患者数を46人、外来収益で、1日平均患者数を20人、予定をいたしております。また、医業外収益では、赤字に伴います病院運営費国庫補助金を3,800万円、一般会計負担金を5,400万円、計上をいたしております。

次に、支出でございますが、かたばる病院事業費用の本年度予算額が4億1,069万2,000円、前年度と比較をいたしまして、4,013万2,000円の減となっております。内訳といたしまして、1項医療業用で4億792万9,000円、前年度と比較をいたしまして、4,101万円の減。24ページになりますが、2項医業外費用で113万5,000円、前年度と比較をいたしまして、44万4,000円の増。25ページの3項特別損失で62万8,000円、前年度と比較をいたしまして、43万4,000円の増。4項予備費で100万円、前年度と同額となっております。

次のページをお願いいたします。資本的収入及び支出については省略をさせていただきます。

27ページをお願いいたします。かたばる病院事業会計資金計画書でございますが、当年度予定いたしております受入資金6億800万2,000円に対しまして、支払い資金が5億9,048万7,000円、差し引き、1,751万5,000円となっております。これは、32ページの平成18年度の予定貸借対照表の現金預金の額と一致するものでございます。

あとの給与費明細書、予定貸借対照表、予定損益計算書の説明は、省略をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

〔市民病院事務長（牟田 数徳君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 立石建設部長。

〔建設部長（立石 勝治君） 登壇〕

○建設部長（立石 勝治君） 議案第70号の御説明を申し上げます。

18年度壱岐市水道事業会計予算、先ほど申しましたように、今年度より、三島地区簡水を本会計に編入をいたして予算編成をいたしております。そういうことで、第2条の業務の予定量、給水戸数で185戸、それから年間総給水量で3万8,650立米、それから、1日に平均給水量で106、1日最大給水量で164、増加になっております。

それから、収益的収入及び支出、第3条でございますが、収入につきましては、水道事業収益が1億6,764万8,000円、支出が1億4,073万円でございます。それから、資本的収入及び支出、第4条でございますが、収入が2,209万円、7,090万7,000円でございます。

それから、第5条の、議会の議決を経なければ流用することができない経費、これは、職員給与費の1,364万5,000円でございます。

第6条の棚卸資産の購入限度額を152万5,000円と定めております。

4ページをお開きをいただきたいと思いますが、4ページにつきましては、平成18年度予算実施計画書でございます。次に、6ページは、18年度の資金計画を記載をいたしております。次に、12ページにつきましては、平成17年度の水道事業予定損益計算書を記載をいたしております。それから、次の14ページ、15ページでございますが、これにつきましては、17年度壱岐市水道事業予定貸借対照表を記載をいたしております。次に、16ページ、17ページ、これは、平成18年度の事業予定貸借対照表を記載をいたしております。

次に、18ページ、19ページにつきましては、収益的収入及び支出でございますが、その収入でございます。収入の中の給水収益を1億6,510万円計上いたしておりますが、そのうちの三島簡水分310万円が加わっております。それから、その他の営業収益の中で、他会計負担金153万4,000円とありますけれども、その下に一般会計負担金償還金利息133万4,000円を計上いたしておりますけれども、これは、三島簡水の海底送水管整備に伴います地方債の利息分を一般会計からいただくということで、ここで計上いたしております。

22ページ、23ページにつきましては、経常的経費を上げておりまして、特に7の修繕費の1,671万円のうちの配水装置の修理代1,440万円を計上いたしておりますけれども、故障が予想されるということで、この金額を計上いたしております。

次に、24ページ、25ページをお開きをいただきたいと思いますが、この中で、4目の減価

償却費、有形固定資産減価償却費4,638万8,000円、明細については説明のとおりでございます。

28ページ、29ページをお開きをいただきたいと思いますが、資本的収入及び支出の中で、収入の欄になりますが、工事費負担金の2,170万円を計上いたしておりますが、これは、配水管等の移転補償、いわゆる公共下水道、そしてまた新郷ノ浦線等々の工事に伴います工事負担金補償費でございます。

それから、30ページ、31ページ、その中で、2目の資産購入費の有形固定資産購入費578万6,000円を計上いたしておりますが、その中で、量水器購入費136万7,000円を計上いたしております。これにつきましては、量水器の期限が8年ということになっておりますので、それに伴います量水器の購入の予算計上をいたしております。

以上でございます。

次に、議案第71号の説明をいたしたいと思いますが、市道路線の認定について、道路法第8条第2項、これは道路の認定の項目でございますが、提案理由につきましては記載のとおりでございます。その次のページでございますが、23路線で2,534.16メートル、延長で、認定をするようにいたしております。

次に、議案第72号でございますが、道路法第10条第3項、これは市道道路の廃止の項目でございますが、提案理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開きをいただきたいと思いますが、17路線で3,790.23メートル、これが廃止路線の延長でございます。

次に、議案第73号準用河川の廃止でございますが、これも、河川法第100条の規定が廃止の項目でございますが、提案理由につきましては記載のとおりでございます。準用河川の前田川を普通の排水にかえるということで、延長が2,125メートルでございます。

以上でございます。

〔建設部長（立石 勝治君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で、市長提出議案に対する説明を終わります。

次に、日程第80、請願第1号一級市道能尻線及び一級市道江角諸津線道路改良工事の早期採択施工に関する請願について、紹介議員の説明を求めます。4番、深見義輝議員。

〔紹介議員（深見 義輝君） 登壇〕

○議員（4番 深見 義輝君） それでは、請願書紹介議員、深見義輝、町田正一、町田光浩。請願の趣旨については、一級市道能尻線及び一級市道江角諸津線道路改良工事の早期採択施工についてです。内容につきましては、旧芦辺町において、請願が上げられておりましたが、勝本との路線の共有するところがありまして、なかなか採択できなかつたということもありました。合併

に伴いまして、そして、現状では、農協の施設等も過去から見るとふえまして、今の道路の状況では対応できないということです。それで、早期に改良の実現に向けて請願を出したいということでございます。壱岐市議会議長深見忠生様、能尻線、江角諸津線改良整備促進協議会会長、江角公民館久保康裕ほか5名からの請願でございます。

以上です。

〔紹介議員（深見 義輝君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第81、請願第2号漁業集落環境整備事業による造成地の早急な整備に関する請願について、紹介議員の説明を求めます。6番、町田正一議員。

〔紹介議員（町田 正一君） 登壇〕

○議員（6番 町田 正一君） 請願第2号について請願の趣旨、内容について、紹介議員として説明させていただきます。

場所は、ダイエーの横のところですが。もちろん、芦辺港の中心地でもありますし、観光客も非常に乗りおりが多いところでもあります。また、商業施設のダイエーがありまして、壱岐全島から、非常に買い物に来るお客さんも多いと。ごらんになられたらわかるように、今は荒れ地のままの状態です。

請願者は瀬戸浦の浦会及び公民館連絡協議会、全部で13名になっておりますが、本来、芦辺町においては、もう既に、芦辺町全戸に対して、この空き地の利用についてアンケート調査も実施しておりまして、早急に、ここの場所の整備が望まれるところでもあります。本来ならば、体育館の建設等が、非常に要望が多かったんでありますが、武道館等は石田にできるし、市の財政を考えたら、早急に、商業施設とか、そういった箱物をつくることはできないだろうということで、当面、芝生を植えていただいて、今の荒れ地を緑の広場にして、芦辺町の、あるいは壱岐島の島民の利用に供したいと考えておるわけでもあります。

整備内容は、要するに、3分の2程度は芝生にしてもらいたいと、残った3分の1は新春マラソン等の行事で駐車場の確保が非常に難しいわけですから、残った3分の1は駐車場として利用したいということでもあります。それから、まあ、周りには、木ぐらいは植えとってくれということが、請願の理由であります。よろしく申し上げます。

〔紹介議員（町田 正一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 日程第82、陳情第1号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実に求める意見書」提出に関する陳情及び要請第1号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択の要請については、お手元に写しを配付しておりますので、説明にかえさせていただきます。

○議長（深見 忠生君） 以上で、本日の日程は終了しました。

これで散会をいたします。大変お疲れでございました。

午後 4 時54分散会
